

第一百五十九回

参議院厚生労働委員会会議録第十八号

(三四四)

平成十六年五月二十日(木曜日)

午前十時四分開会

委員の異動

五月十八日

辞任

統

訓弘君

五月十九日

辞任

櫻井

充君

五月二十日

辞任

浅尾慶一郎君

風間

昶君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任	柳田 稔君

國務大臣	厚生労働大臣
副大臣	坂口 力君
財務副大臣	坂口 力君
厚生労働副大臣	坂口 力君
經濟産業副大臣	坂口 力君

○委員長(國井正幸君)	政府参考人の出席要求に 関する件についてお諮りいたします。 国民年金法等の一部を改正する法律案外二案の 審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとお り、厚生労働省年金局長吉武民樹君外三名の政府 参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存 じますが、御異議ございませんか。
○委員長(國井正幸君)	御異議ないと認め、さよ う決定いたします。

○委員長(國井正幸君)	国民年金法等の一部を改 正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人 法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 の一部を改正する法律案の三案を一括して議題と いたします。
○副大臣(森英介君)	この際、森厚生労働副大臣から発言を求められ ておりますので、これを許します。森厚生労働副 大臣。

國井 正幸君	國井 正幸君
武見 敬三君	藤井 基之君
辻 泰弘君	森 ゆうこ君
遠山 清彦君	遠山 清彦君
有村 治子君	有村 治子君
金田 勝年君	金田 勝年君
佐々木 知子君	佐々木 知子君
斎藤 十朗君	斎藤 十朗君
田浦 直君	田浦 直君
伊達 忠一君	伊達 忠一君
中原 爽君	中原 爽君
南野知恵子君	南野知恵子君
宮崎 秀樹君	宮崎 秀樹君
浅尾慶一郎君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	朝日 俊弘君
本日の会議に付した案件	本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提
出、衆議院送付)

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(國井正幸君) ただいまから厚生労働委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日まで、統訓弘君及び櫻井充君が委員を辞
任され、その補欠として風間昶君及び柳田稔君が
選任されました。

○委員長(國井正幸君) 以上で発言は終了いたし
ました。

これより、前回に引き続き、三案について質疑
を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浅尾慶一郎君 民主党・新緑風会の浅尾慶一郎
です。

質問に先立ちまして、冒頭、大臣に一点、これ
は通告をいたしておりませんが、確認をさせてい
ただきたいんですが、本日の新聞に日本歯科医師
会から厚生労働省の幹部に現金が渡っているとい
ふことが記事として出ております。この事実関係
について何か御存じのことがあるのかないのか、
もしないとするならば、全く事実無根だとするな
らば、その新聞に対してそれなりの措置を取るの
かどうか、あるいは事実関係をしっかりと調査す
るのかどうか、その点を含めてお答えいただきた
いと思います。

○國務大臣(坂口力君) 私もまだ今朝の新聞を見
た限りでございまして、全く存じ上げておりませ
ん。したがいまして、まだ、朝、聞くゆとりもな

て、ありがとうございます。

私は、担当副大臣として、自らの未納の事実が
判明した四月半ば以降、その事実を公表すべきだ
と考えてまいりました。

折しも、五月十三日午前の参議院厚生労働委員
会理事会の場で、副大臣、政務官の年金保険料納
入状況について明らかにすべきである旨の与野党
合意がなされたのを受けまして、午後の委員会再
開に先立つて、他の副大臣、政務官とともに省内
にて記者会見をさせていただきました。

以上が正確な経緯でございます。

当日の会見における私のコメントに十分意を尽
くさず、誤解を与える部分がありましたことにつ
いては、誠に申し訳なく、おわび申し上げます。

○委員長(國井正幸君) 以上で発言は終了いたし
ました。

かつたものでございますから、今日のこの委員会が終わりましたら詳細に聞き取りをしたいということふうに思つておりますし、事実関係を確認をいたしまして、もしもそれが事実であるというならば、厳正な処分をしたいと考えております。

○浅尾慶一郎君 是非、事実であるとするならば、厳正な処理をしていただきたいということを再度申し上げさせていただきたいと思います。

そこで、年金の法案について質問をさせていただきたいと思いますが、私は、今回の政府が提案をいたしました法案、百年安心の法案だということを言わっておりますが、とても百年もつものではないというふうに申し上げたいと思います。と申しますのは、この年金の問題が抱えております五つの問題点、五つの矛盾点について何らその解決を示していないことがあります。

その五つというのは、申すまでもありませんが、一つは、働く場所、働き方によって加入する年金の制度が違う、厚生年金、共済年金、国民年金と様々制度が分かれているということです。それから、共働きの世帯とか独身の人も増えているわけであります。そういう方々から見ると、いわゆる第三号被保険者の問題について、この中では解答がないんじゃないかな、解決がされていらないんじゃないかなというふうに考えております。それから、世代間の給付と負担のバランスという点についても今回の法案では解決が見えないといふことです。

この一から、今、一個、二個、三個、申し上げましたこの点については今までいろいろと言われてきたことがありますが、あわせて、国民年金の未納による時効が約八兆円ということも明らかになりました。それから、その八兆円の中には実は未加入というものが含まれていないということを明瞭になつたわけでありまして、そうした問題についても余り解決が見られていないんですねなどというふうに思います。ここまでが四点でありますが、もう一点、実はこれからこの点について質問をさせていただきま

すが、五割を、現役世代の五割を保障するという法案の中身になつていますが、その法案を詳細に検討しますと、厚生年金の被保険者、いわゆる加入者が減つてしまつて五割が保障できないという実態が明らかになつております。

その点に関して、まず、経済産業副大臣、お越しでいらっしゃいますが、経済産業省としては、前に保険料、厚生年金の保険料が二〇%になると相当な失業者が増えるということでありましたが、今度一八・三%になることによつてどの程度失業者が増えるというふうに判断をされておられるか、御答弁をいただきたいと思います。

○副大臣(坂本剛二君) 経済財政諮問会議での雇用への影響試算は、これは通商産業研究所の研究者が実施した実証研究をベースといたしております。この試算は、政府内部で年金制度改革を検討する際に、保険料引上げが雇用に与える大きな影響のイメージをつかむために、限られたデータの中で、一つの試みとして全くの機械的試算として実施したものであります。

具体的には、一気に厚生年金保険料を二〇%に引き上げたと想定しております。引上げ期間の経済動向の変化については考慮しない、こういう前提を置いております。保険料引上げの実際に雇用に与える影響については、種々の要因を考慮する必要があり、このような単純化した試算で示すことは極めて困難であります。

今回の年金改正法案においては、今後十四年間掛けて段階的に厚生年金保険料を一八・三%まで引き上げることとしております。このような保険料の段階的引上げの影響について検討する場合、一つ、引上げ期間中の経済動向の変化を考慮せずに試算を行うことは適当ではなく、また、引上げ期間中にどのような経済動向になるかについても正確な予測は極めて困難であります。このため、経済財政諮問会議での試算の手法を今回の改正法案による保険料引上げの影響にそのまま適用することは誤解を招くことになりますので、私どもとしては差し控えさせていただきたい

と考えております。

○浅尾慶一郎君 影響があるということを言つたくないということなんだと思いますが、それじゃ影響があるのか。二〇二三年までは何とか五割を維持できるということであるでしようけれども、それ以降はいわゆる積立金がなくなつてしまふので五割が維持できなくなるというふうに聞いておられます、その点についてお伺いをさせていただきます。

○副大臣(森英介君) マクロ経済スライドの調整率は、公的年金全体の被保険者数の増減と寿命の延び等を勘案したものを使って計算されます。このため、失業率が増加することによって厚生年金の被保険者が国民年金へと移動したとしても、公的年金全体の被保険者数の総数はほとんど変わらないため、毎年のマクロ経済スライドの調整率自体は基準的なケースと比べてほとんど変わらず、所得代替率が五〇%へ到達する時期が早まることがないというふうに考えております。

○浅尾慶一郎君 私の質問をもう一度よく聞いていただきたいんですけど、五〇%に下がる時期が早まるということではなくて、それ以降五〇%を維持できないのではないかという質問です。

○委員長(國井正幸君) ちょっと速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(國井正幸君) 速記を起こして。

○副大臣(森英介君) 恐縮でござりますけれども、ちょっと今即答できかねますので、ちょっと時間をいただきまして、他の質問の後でお答えをさせていただきたいと存じます。申し訳ありません。(発言する者あり)

○委員長(國井正幸君) ちょっと速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(國井正幸君) 速記を起こして。

○副大臣(森英介君) ちょっと私どものその御通告の受け止め方が若干間違つたのかもしれませんけれども、私ども、先ほど御答弁した御通告の内容だというふうに思つておりました。ということを段階でしてあるわけですから、是非お答えいただきます。

○副大臣(森英介君) 仮に厚生年金の被保険者数の減少の程度ということで粗い推計を行いますと、平成十六年度に約四十万人以上が国民年金の第一号保険者に移動したという、そういう

第一号被保険者に移動し、平成十七年度以後、将来にわたつてその雇用環境が続くとすれば、下限の五〇%まで給付水準調整しても、長期的な給付と負担が均衡しない場合が出てくることもあると推測されます。

○浅尾慶一郎君 つまり、長期的には給付と負担が均衡しないということですね。それはいつごろから均衡しなくなるんでしょうか。

○副大臣(森英介君) そういう場合もあるということで、それは雇用環境ですか経済状況ですか、様々なファクターによってのことでございま

仮定を置きますと、ずっとそういう雇用環境が続くと、二〇二五年で四九・七%という計算にはなります。

しかしながら、私ども、財政再計算上の前提条件としては、そこまでの数になるということは予想しておりませんので、こういう結果になる可能性というのは極めて少ないというふうに思つております。

○浅尾慶一郎君　まず、質問通告はちゃんとしてましたから、そこはちゃんと徹底してください。それから、今七十五万人に厚生年金から国民年金に移動していたとした場合には、要するに五割を割ると。今まで絶対五割は守れると言つていたのが、そこで崩れるわけじゃないですか。その崩れることを言いたくないがためにそういうことは起きないという話をしましたが、具体的な例で申し上げますが、これは何も失業に限らないんです。

具体的に言いますと、私の知り合いが厚生年金保険料もう払えないということで社会保険事務所に行つたら、一応五人以上の従業員を抱えているところは厚生年金に入らなければいけないと、そういうふうに社会保険事務所が言いました。しかし、そんなことを言つたって、今いろいろ報道されているじゃないかといってさんざん言つたら、何と、じゃ、政治家になつて変えてくださいと、あなたの脱退を認めますと言われて脱退を認められているわけです。つまり、失業者が増えなくとも、厚生年金から脱退する人が増えればすぐ五割を割るということじやないです。その点についても併せて、どういう根拠で七十五万人は厚生年金から国民年金に行かないんだと断言ができるか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君)　我々も、これから先の年金につきましては、被保険者の数がどういうふうに推移をしていくのかということは計算をしているわけであります。その中で、もう二〇一五年に

は、現在の人口動態から見ますと、三百九十万人は、現状では脱退といふことも事実上可能になります。二〇一五年。そうした問題を起こさないよう、できるだけ徐々に、雇用者が減つていかないようにしていくかという、これは政策的な手段を取らなければいけないというふうに思つております。

今、委員が御指摘になりましたのは、それに更にプラスをして七十五万人減るというふうに、機械的に計算をすると先ほど申しましたような結果が出るということございまして、これは様々な政策と重なり合つていくことでございますから、そうしたことにならないようにどう政策を立案をしていくかという問題とセットの話だと思います。

したがいまして、先ほど御議論ございましたように、地域地域によりまして、あるいはまた企業によりまして、そういうことが起こるときというものは、これはこれからも起こり得ると思つますね。景気の変動が非常に激しくて、悪くてといったときに起こり得ることははあるというふうに思いますが、そういう状況がずっと続くということはこれまで考えにくいけれどあります。そのため、景気の変動が非常に激しくて、悪くてといったときも、そのときのときの経済動向も勘案をしていくことは大事でございますが、平均して見ましたときに、こうしたことを見つめながら置いて計算をしていることは事実でございます。

○浅尾慶一郎君　七十五万人で四九%、いわゆる五割を割つてしまつということなんですが、先ほどお話を出ました経済財政諮問会議の数値は、二〇%まで保険料を上げた場合には百万人失業者が増えるということを同じ政府が言つてゐるわけあります。百万人失業者が増えるかどうか、そこは分かりませんが、しかし、段階的に引き上げていく方が、実は一気に引き上げるよりかは、加入者が減るということは私はむしろ促進するんではないかなというふうに考えております。

なぜならば、加入者、つまり事業主ですね、事業主にとってみれば負担が増えるということが予

測ができるわけであります。負担が増えるということは予測できる中で、先ほど申し上げましたように、現状では脱退といふことも事実上可能になつてゐる。更に言うと、じゃ、質問としてこれが通告をいたしておりませんが、もしそういうことで把握できるなら教えていただきたいと思います。

今、委員が御指摘になりましたのは、それに更にプラスをして七十五万人減るというふうに、機械的に計算をすると先ほど申しましたような結果が出るということございまして、これは様々な政策と重なり合つていくことでございますから、そうしたことにならないようにどう政策を立案をしていくかという問題とセットの話だと思います。

したがいまして、先ほど御議論ございましたように、地域地域によりまして、あるいはまた企業によりまして、そういうことが起こるときというものは、これはこれからも起こり得ると思つますね。景気の変動が非常に激しくて、悪くてといったときに起こり得ることははあるというふうに思いますが、そういう状況がずっと続くということはこれまで考えにくいけれどあります。そのため、景気の変動が非常に激しくて、悪くてといったときも、そのときのときの経済動向も勘案をしていくことは大事でございますが、平均して見ましたときに、こうしたことを見つめながら置いて計算をしていることは事実でございます。

○浅尾慶一郎君　七十五万人で四九%、いわゆる五割を割つてしまつということなんですが、先ほどお話を出ました経済財政諮問会議の数値は、二〇%まで保険料を上げた場合には百万人失業者が増えるということを同じ政府が言つてゐるわけあります。百万人失業者が増えるかどうか、そこは分かりませんが、しかし、段階的に引き上げていく方が、実は一気に引き上げるよりかは、加入者が減るということは私はむしろ促進するんではないかなというふうに思つております。

○国務大臣(坂口力君)　申し訳ありません。数字としては持つていないと、いうふうに言つております。

○浅尾慶一郎君　要するに、数字として持つてない、なおかつ、加入している事業所は持つておられますけれども、そこから出るものについても余り把握をしていないと。先ほどのような具体的な例もあるわけであります。つまりは、失業者が仮に増えなかつたとしても、脱退していく事業所が増えれば同じことなんですね。脱退する事業所が増えた結果、加入される方が七十五万人減れば、結果として五割は維持できないということですか

測ができるわけであります。負担が増えるということは予測できる中で、先ほど申し上げましたように、現状では脱退といふことも事実上可能になつてゐる。更に言うと、じゃ、質問としてこれが通告をいたしておりませんが、もしそういうことで把握できるなら教えていただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君)　先に答弁言つていただきましたから言いにくいわけでございますが、ならないようになきゃいけないわけでござりますが、その点についてどう思いますかと言つたまでも、じゃ、実際、五人以上従業員がいる事業所がすべて加入しているということは断言できますか。これは絶対できないはずです。じゃ、その段階で何割ぐらいが加入していないかという数字を持つてますか。持つてあるか持つていてないかだけお答えいただければと思います。

上が全部入つておるということはないと思います。その数字は後で、持つておると思ひますから、報告をいたします。

○浅尾慶一郎君　私、これ、三月二十三日の予算委員会でも質問をさせていただきましたが、その数字はないはずなんですね。ないというのは、要するに五人以上の従業員がいる事業所を把握していません。把握しているか持つていてないかだけお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君)　申し訳ありません。数字としては持つていないと、いうふうに言つております。

○浅尾慶一郎君　要するに、数字として持つてない、なおかつ、加入している事業所は持つておられれば、最初から百年安心ということは言わないのであります。構築をしていくかということに尽きるというふうに思つております。

○浅尾慶一郎君　いろんな欠陥が抱えているんであれば、最初から百年安心ということは言わないのであります。構築をしていくかということに尽きるというふうに思つております。

○浅尾慶一郎君　いろいろ欠陥が抱えているんであれば、最初から百年安心ということは言わないのであります。構築をしていくかということに尽きるというふうに思つております。

○浅尾慶一郎君　いろいろ欠陥が抱えているんであれば、最初から百年安心‒

四

て、国土交通省、お答えいただけますでしょうか。
○大臣政務官(鶴保庸介君) 鉄道共済組合は平成九年四月一日に厚生年金に統合されました。その際、移換金として当時の厚生省に対し総額約一兆円を支払うこととなりました。また、移換金とは別に、厚生年金に統合されなかつた昭和三十一一年六月以前の国鉄での在職期間に対する給付による費用として、統合時の現在価格で総額約三・五兆円の追加費用の負担が必要と見込まれおりました。

としてたばこを一本一円上げる形で、その中で返していると。なおかつ、厚生年金から毎年毎年一千億円出していますよということなんですが、そこで、この質問をする前に一つ事実をお伺いしたいんですが、実は旧国鉄時代に辞められた方、国鉄のときに辞められた方の平均の年金受給額、いわゆる国家公務員、三公社ということなんでしょうけれども、その平均の、何というんですか、共済年金の受給額を教えていただけますでしょうか。月額で結構です。

るの問題がございました。確かに旧国鉄あるいは
旧専業公社等の方が保険料が高いわけでありまして、
高いのに、それに負担を受けるとはどういう
わけかというようなこともございまして、旧国鉄
の場合には、一緒になつていただきますときに、
負担率というものを、保険料の率をたしか上げて
もらつたというふうに私は記憶をいたしております
す。

したがいまして、現在の国家公務員の共済年金
と合併をするということになりましたときにもそ
の間に重きをもつて、そこは十分に均衡を取
ることを

○浅尾慶一郎君 その九兆円から十兆円というもののに対応する積立金がそれだけあれば問題はないでしようし、特に先ほどお話を出ておりました昭和三十四年以前の旧恩給時代のものについては積立金はそもそもないわけでありまして、そうすると、そこはまた結果としてたばこを上げて、たばこ税を上げて、今の機械計算でいきますと、一箱かつては一円だったんですが、今度、国鉄のときが一円で貰んだんですが、一本一・五円ぐら

なお、追加費用及び移換金については、現鉄道建設・運輸施設整備支援機構が旧国鉄から承継した土地及びJR株式の売却収入と国からの補助金などを原資として支払を行つておるというところなござります。

○副大臣【森英介君】 平均年金月額は、組合員期間が二十年以上の受給権者につきましては十九万六百五円、すべての受給権者については十八万九千四百六十五円でございます。

○浅尾慶一郎君 いや、厚生年金の平均の受給額は十四万円ということで間違いないですね。

○副大臣【森英介君】 間違いありません。

○浅尾慶一郎君 つまり、何を申し上げたいかと申しますと、要するに、高い年金、これは別にそのことが悪いと言うつもりはありませんが、しかし客観的に見れば、高い年金を守るためにたばこが上げられている、月五万円高い年金を守るためにたばこが上げられているということが客観的に二つあります。

うした問題が発生しますので、そこは十分に検討する必要があると思います。
○浅尾慶一郎君 ちなみに、先ほど旧国鉄の場合で三・五兆と一・二兆という数字をお答えいたただき、累計で四・七兆円という、厚生年金が毎年毎年一千億円負担しているものとは別にお金が掛かっているというお話をいただきました。
郵政公社で同じベースを考えた場合に、金額としてはどれぐらいの負担が、累計の四・七兆円というのは、つまりたばこ税、たばこを一本一円上げることで賄っていることになりますが、郵政公社の場合はどういう金額になるんでしょうか。

○禁煙運動が盛んになるからいいという顔をされている委員もいらっしゃいますが、しかしそのことは、喫煙者が負担すべき債務かどうかということは私は相当疑義がある話じやないかなというふうに思つておりますて、どういうふうに考えておられるんでしょうか。

○國務大臣(坂口力君) これは国家公務員全体として今度は考えなければならないんだろうといふうに思いますから、いわゆる郵政だけの話ではないといふうに思います。今回やりますときには、もう國家公務員、地方公務員全体として考なきやいけないんだろうと思ひます。

○浅尾慶一郎君 私も国家公務員全体でやるべき

○副大臣（森英介君）　間違いございません。
○浅尾慶一郎君　つまり、今、鶴保政務官お答え下さい。せん、厚生年金から旧の国鉄共済、あるいはNTTの共済、そしてNTTの共済に対して、移換を受受けたので大体一千億円ぐらいはずと払っているということになっていますが、この数字は間違いますか。今の三・五兆、一・二兆に加えて、年間、毎年毎年、いわゆる物価スライド分が一千億円ぐらい厚生年金から発生しているということでは間違いないと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

方針として郵政事業民営化というのがあります。この郵政職員、国家公務員でありますから、平均の年金の受給額、月額十八万とか十九万というとになるでしょう、もう確定しているものについては。これをもし厚生年金に移行した場合、また厚生年金はその分を高いものも含めて負担するんでしょうか。

○國務大臣(坂口力君) ここは、共済年金と厚生年金とを合併をするということになりますと大きな問題点になるわけでござります。

先ほどお触れになりました、旧国鉄、旧専汽八社、そうした共済年金と合併をいたしますときにも、その当時かなり大激論になりまして、いろいろ

すので、現時点で確固たる数字を申し上げることで、現時点での郵政公社のじゃ年金給付債務はどうなのかなといふことであれば、これもさつとしめた計算でござりますけれども、平成十一年の財政再計算の結果によります粗い試算によりますと、平成十一年以前の過去期間に対応した国共済全体の給付現価は三十七兆円と試算されております。

それで、国共済全体の年金受給権者数に対する郵政公社の共済組合の年金受給権者数の割合が約四分の一であることから、仮にこれを基に機械的方式に試算をいたしますと九兆円から十兆円程度ではないかと、こういうふうに試算がされるところ

やるべきであるというふうに考えておりまして、國家公務員共済あるいは地方公務員共済を詳細に読んでみると、先ほど国鉄の方の方が年金額が多いと。何でかなと思つていろいろ調べてみたら、法案には文字どおりでは書いてありますけれども、数式を換算いたしますと、二割増しということが法案に書いてあるんですね。ですから、そこから変えていかないといけないんではないかと。そこを変えるか、あるいは退職金の方で現在企業年金の一時金換算額というものを出しておりますから、どちらかをやめると。

私は、退職金の中にもし企業年金の一時金換算額を残すんであれば、年金の方は二割増しとい

のをやめて、厚生年金と同じ形にして、それで統合するというのが一番理想的な姿だというふうに思いますが、大臣が今言われた全体の中での話とということについては、その二割増しというのも改めるよう、政府部内で強く発言するという理解でよろしいですか。

○國務大臣(坂口力君) これはまた決まった話でも何でもございませんが、私も、今議員がおっしゃつたように、そうした部分はもう持ち込まないと、こちらの方に。一緒にありますときに、厚生年金と一緒に、厚生年金の方にそうしたものは持ち込まないと、それをどうするかという問題はもう一つ残るわけでございますが、それは共済、現在また共済の中で御議論をいたぐことだらうというふうに思いますけれども、一元化をしましてたときにはそうしたものは持ち込まないと、どううと思います。

ただ、一つ、恩給の問題がございまして、これは、これから年金に加入される方というのはこれももう関係ない方だというふうに思いますが、過去になられて、現在七十歳以上ぐらいの人の場合にごく一部入っている、あるいは八十歳以上の方であればもつと入っているというようなことがございまして、これらの点をどうするかという問題も残るというふうに思います。

○浅尾慶一郎君 時間が参りましたが、是非そういうことも含めて実現をしていただきたいと、冒頭申し上げました五つの矛盾を解決して、いわゆる今の年金が抱えている五つの矛盾を解決するものが本当の百年の計だというふうに思っていますが、その点について、それが百年の計かどうか、大臣の所見を伺つて質問を終えたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 年金制度はどんな形にするにいたしましたが、負担と給付が付いて回ることだけは間違いない事実でございますから、そこをトータルで見てどうかということを押さえていかなければならぬというふうに思つております。

今まで五年ごとの再計算ということで見てまいりましたけれども、将来の問題として予測のできるもの、できにくいものも確かにあります。予測ができなければ数値が変わることもそれは起り得ることでございますから、そこは十分に気を付けていかなければなりませんけれども、長期展望の下に今回は作らせていただいたという確かに、働いております場所が変わりますと年金が変わるということは現在あり得るわけです。それは共済と厚生年金との間で、あるいは自営業者になれば国民年金になるということでございます。共働きの三号被保険者の問題も、これも個人単位で年金を考えるか、それとも世帯単位で考へるかということと関連するわけでございますから、これは今後の年金改革の問題として残した問題というふうに思つております。

それから、世代間の問題につきましては、これ今回もかなり若い世代の皆さん方にお願いを申し上げなければならない点があるわけでございます。しかし、過去の問題としても既に済んでいます。しかし、過去の問題としてもう既に済んでいますので、世代間の格差といふものを作りまして、年金教育の重要性についてお訴えをさせていただきましては、小泉総理御出席をいただきまして、年金教育の重要性についてお訴えをさせていただきました。総理からは若干つれない御答弁であったわけですが、私は、これは大臣には御理解賜つてゐると思いますけれども、私は年金教育は実は非常に重要なふうに思つております。

私は現在参議院で最も若い議員の一人であります。この私の周辺に、友人等に話を聞きましたが、やはり二十歳から年金に入らなければいけないという意識が二十歳のころなかつたという方がほとんどでございます。もつと言いますと、二十歳を超えた後に、大学生でいいますと大体三年生以上になるわけですから、友人と、大学の友人とこの年金に入らなきゃいけないとかいけなくななるとかいうことで話題になつたこともほとんどないという方が非常に多いわけでございます。

私は、今日はやりませんが、いすれ二十歳以上の学生と年金の問題についてはちょっと集中的に質疑をさせていただきたいというふうに思つておふうに思つてゐるわけございます。

以下、五割の問題につきましては、先ほど御質問いたきましたので割愛させていただきます。

○遠山清彦君 公明党的遠山清彦でございます。まず冒頭、先ほど浅尾委員からもございましたけれども、私も今日の朝刊を見まして、この日歎

の問題に絡みまして厚生労働省の幹部が現金を、詳しい経緯はまだ検査中のことでございますので私もつまびらかにいたしませんけれども、先ほど大臣おっしゃつたように、もしこのことが事実であれば、検査中の問題であつて警察の手、司直の手にめだねられている案件ではございますけれども、厚生労働省としても厳正なる対応を取つていただきたいということを、私の方からも改めてお願いをしたいというふうに思ひます。

それから、これは今日の通告の質問とはかわりがないんですけども、一昨日の当委員会で私は、小泉総理御出席をいただきまして、年金教育の重要性についてお訴えをさせていただきましては、小泉総理御出席をいたしました。年金教育の重要性についてお訴えをさせていただきました。総理からは若干つれない御答弁であったわけですが、私は、これは大臣には御理解賜つてゐると思いますけれども、私は年金教育は非常に重要なふうに思つております。

私は、これは二十代だけ取り出したサンプルを見ておりませんけれども、若い人になればもつとこの数字は増えるということございまして、大臣、私は、厚生労働省が、特に平成六年以前から若い人への年金教育も力を入れようと、また一般国民全体に対しても幅広くこの年金の必要性について広報しようという努力をされてきたことは私は認識をしておりますけれども、それが今まで十分であつたかというと、こういった数字を見ますと不十分であつたと言わざるを得ないわけでございまして、総理は小学生に年金の話してもそんなの分からぬだらうという、そういうことばかりおっしゃつていましたけれども、私は資料としては中學、高校での年金教育の数字を出しましたが、少くとも現状よりは高校辺りでの年金教育等についてはもつと力を入れていただきたい。これはもう当然文部科学省の全面的な協力を得なければいけないわけですが、それを冒頭に要求させていただきます。

それで、今日の質問に移らせていただきたいと思ひますが、先ほど浅尾委員の方からは失業率の問題等々からお話をあつたと思いますが、私は、政府の今回の与党案、当然、私も与党年金改革協議会のメンバーでもございましたので、強く支持する立場からあえて質問をさせていただきますが、この政府・与党案の前提の一つに出生率がございます。これは、政府の想定では一・三九以上に回復することを前提に試算をされているわけで

ございますが、現在の出生率は、特殊合計出生率は一・三二でありまして、このまま超少子高齢社会が進行すると、先ほどの話ではございませんけれども、年金給付水準を守れなくなってしまうのではないかという指摘があるわけでございます。

最近の動向を見ておりますと、少子化が大変進んでおります。東京都におきましては一・〇を切るところが自治体によっては出てきておりまして、これは先日のN.H.Kニュースでも報道されておりましたが、渋谷区で、渋谷区が全国最低なんですね、出生率が。○・七五目黒区が○・七六と。逆に九州、沖縄方面が非常に高い、上位大体十位以内がそちらの自治体になつてているわけあります。これが、こうした都市部で一・〇を切るような状況の中で、全国平均で一・三九ということを前提に今回の政府・与党案はできているわけでござりますが、この一・三九を実現していくためには、景気が良くなるということも必要ですが、やはり政府の側の少子化対策というものがもつと拡充をされいかなければならぬというふうに思つておりますが、まず冒頭、大臣のこの少子化対策への御決意を、今の私のお話を踏まえて伺いたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 現在結婚をしている人たちが二人ずつお子さんを産んでいただくということがありますと、結婚しない人もおりますし、結婚しても生まれない人もありますから、それで約一・五になる。また、皆さん方に何人お子さんを一・五になる。また、皆さん方に何人お子さんを欲しますかということをお聞きをして、その皆さんの方の出していただく答えからいきましても、大体平均しますと一・五になる。その何人欲しいかという質問に対しましては二・五人ぐらいになりますけれども、しかし現実問題としては一・五ぐらいになつていくということでございまして、一・五という数字が本当は目標に掲げたい、少なくともそれぐらいは目標に掲げたいわけでございますが、しかし現実はなかなかそうもない状況にございます。

〔委員長退席、理事武見敬三君着席〕

これは、政治の方だけの問題ではありませんし、皆さんのお考えにもこれはよるわけでございますが、少なくとも、産みたいけれども産めないと言つていたら皆さん方に対してどうおこたえをしていくかということがこの少子化対策だうというふうに思つております。

したがいまして、その少子化対策に対する何が一番必要なのか。ここは、日本の中ではそこがまだちょっと不十分でございまして、スウェーデンに私も参りましていろいろ向こうの勉強させていただきますと、向こうの方はそれぞれが、それぞれといいますか、その国の中とそれぞれの政策がどういう少子化に影響を与えるかということを数値で出しておみえになるわけであります。これ、なかなか今までの積み重ねがなければならないことをただというふうに思ひますけれども、やはり少子化対策に対してはどういう政策手段を取ればどれだけの回復を、少子化を回復をさせることができるものか今までの積み重ねがなければできないことをだら政策判断をしていかないと、私は限られた予算の中と間違うことになつてしまふというふうに思つております。

しかし、そのスウェーデンでも、○・三は回復すると思つて導入しましたものでも○・二しか回復しなかつたというケースもあるそうであります。そのときには何が要因で所期の目的を達することができるかというやはり研究もこれからきちっとしながら政策判断をしていかないと、私は限られた予算の中と間違うことになつてしまふというふうに思つております。

○遠山清彦君 大臣、今スウェーデンのお話をされましたけれども、私も昨年スウェーデンへ行きまして、主に若年層雇用の問題についてスウェーデン政府の関係者と懇談をさせていたいたんだが、私もスウェーデンの様々な社会保障分野に

おける政策には感銘を受けておりますが、ただ、スウェーデンの場合は、消費税も二五%程度で、国民負担率は現在の日本の三六%前後と比べますと七五%以上あるということで、いろいろな国の財源上の前提が違うのかなと思いますが、そこで、私の財源のお話にちょっと今日は入りたいたいと思います。

まず、私は、今の政府の社会保障政策の中で、特に社会保障給付の面に着目をいたしますと、少子化対策の優先順位がまだまだ低く扱われているのではないかというふうに思わざるを得ないわけだと思います。

ちょっと古いでデータで恐縮ですが、平成十三年、社会保障関連の財源は実に九十九・四兆円になつております。そのうち、社会保障給付は八十一・四兆円の規模に全体でなつているわけでござりますけれども、例えばこの社会保障給付総額のうち、年金給付を始め、老人保健給付、医療分野扶助等の高齢者に対する施策関連でこの八十八・四兆の何%を使っているかといいますと、六一・四兆の何%を使っているかといいますと、六八・七%、つまり高齢者関係の施策にはこの八十八・四兆円の実に七割近くのお金が充てられているということでございます。それに比べまして、医療保険の出産育児一時金あるいは児童手当、児童扶養手当、保育所運営費等々の児童・家族関係の給付費の割合を見ますと、驚くべきことに三・七%しかないわけでございます。

私は、この数字を出すことで、決して高齢者への少子化対策というものを充実をさせていくということにしなければならないというふうに思つております。

○遠山清彦君 大臣、今スウェーデンのお話をされましたけれども、私も昨年スウェーデンへ行きまして、主に若年層雇用の問題についてスウェーデン政府の関係者と懇談をさせていたいたんだが、私もスウェーデンの様々な社会保障分野に

それからもう一つ、大臣、最近私が聞いたニュースで驚いたのが、オーストラリア政府が、オーストラリアは七月から予算年度が始まる国でありますけれども、二〇〇四年度の予算案を出したわけでございますが、タイトルがモア・ヘルプ・フォア・ファミリーズと、家族への支援をもつと

厚くというのが予算案全体のタイトルになつております。それで、当然、予算規模とか人口規模とか、いろいろオーストラリア、日本と違いますので単純比較はできませんけれども、この目玉となつておられますのは、オーストラリアでは五年間掛けて百九十二億ドル、オーストラリアドルですね、これは日本円で一兆五千億円相当になるわけですが、オーストラリアは人口二千万の国ですから、それで目玉が出産手当なんですね。これを今年度からお子さん生まれた御家庭には三千ドル、これ三万円出しますと。二年後にはこれを四千ドル、三十一万円にしますと。さらに、二〇〇八年には、四年後には五千ドルまで上げると。三十九万円。しかも、私、驚いたのが、所得制限一切なし。ですから、所得の、年収の多寡にかかわらず、子供さんを一人生まれた御家庭には一律に政府が三千ドルから四千ドル、五千ドルと上げていって出しますよということを訴えておられます。

それ以外にも、オーストラリア全土で四万の託児所の増設とか四千の家族デイケアセンターの建設等々が盛り込まれておりますが、非常に感銘を受けました。ここまで少子化対策を頑張る姿勢を示せば、オーストラリアも、大臣御存じのとおり高齢化に悩んでいる国であります。大きく一步踏み出したなという感じがしております。私は受けました。ここまで少子化対策を頑張る姿勢を示せば、オーストラリアも、大臣御存じのとおり高齢化に悩んでいる国であります。大きく一步踏み出したなという感じがしております。

そういう中で、大臣、先ほど申し上げました四%そこそこの少子化対策では、財源上ですね、非常に不足しているんではないかというふうに思いますが、これは是非、今だんだん景気も好転をしてきて、政府の財源も、まだ非常に厳しいわけでありますけれども、二〇一〇年代のプライマリーバランス黒字化に向けて歩み出しているわけでございますが、その中で、是非ともこの少子化

○國務大臣 坂口力君 この児童・家族関係いわゆる給付費と言われますものは、今お話しございましたように約三兆円、三・七%でございます。それから高齢者関係給付費は五十六兆円、その全体、先ほどお話をございましたように六八・七%を出して、国費で出しておるわけでございまして。単純な比較だけではいけないというふうに思いますがけれども、高齢者の場合にはそれだけのいろいろの手を差し伸べなければならぬ分野もありますし、これからまた高齢者が増加していくことも紛れもない事実でございますから、ここをそんなに削るということもなかなか難しいわけございますが、しかし、ある程度の抑制をお願いを申し上げたい。それは、社会保障費として抑制するのか、それとも、その中で所得のある皆さん方につきましては税でそこを還元をしてもらうのか、いろいろのやり方があるというふうに思いますが、それとも、ここはやはりいろいろの検討をしなければならない課題であるというふうに思っております。

○遠山清彦君 大臣の御答弁の最後の部分というのは、私がちょっとと飛ばした質問にかかるところで、理念的なお話をなんですが、やはり我々の年金問題を考えたときに、大臣正におつしやったところ、少子高齢化社会がもうこのまま進行していく深刻化していくことは避けられないで、それに耐えられる例えば年金についても制度設計にしようという発想でいくか、それとも、やはり同時に、恐らく今回政府・与党が出していいる制度設計というのは正に、過去、この十年間、政治の混乱もございました、景気の低迷も長く続いたということでもございましたけれども、年金の根本的な制度設計に手が付けられてこなかつたと。これはやはりある意味、約十年間抜本的には手を付けていかなかつたので、今回しつかりやろうということでも政府・与党案を出したという意味で、我々は抜本改革だというふうに思つておるわけでございますが、しかし同時に、この少子高齢化の流れを逆转させるための施策を総動員をしていかないといふことは私も問題意識としてあります、ですから今日こういう質問をさせていただいているわけなんですね。

そこで、あと二つ、ちょっと時間あるかどうか分かりませんけれども、具体的に、具体的な施策として少子化対策なんですが、一つは、やはり女性の社会進出が進んでいく中で、当然政府もそれを支援しようという動きになつておるわけでありますが、男性が一方で働きながら育児支援に参加すべきであるということが言われているわけでござります。次世代育成対策の関連三法案が今国会でも出ていて、ちょっとと今衆議院の方でどうなるか透明な状況になつておりますが、育児・介護休業法の改正案も出されております。

これは数字を見ますと大変厳しいもののがございます。男性の育児休業取得率でありますと、これは実に〇・三三%というものが現状でございまして、厚生労働省が示した企業に対する計画策定例、例ですね、例示としては、専業主婦を妻に持つ男性も産後八週間は必ず育児休業が取れるようになることを周知徹底するべきだということも言われておりますが、実態はかなり懸け離れているわけでございます。

さらに、もっと申し上げれば、経済界の方も男性社員が育児休業を取ることに必ずしも積極的とは言えない状況でございます。昨年、次世代育成支援対策推進法が成立をした際に、地方自治体と従業員三百名以上の企業については特定事業を行動計画の策定を義務付けられて、子育て支援がしやすい環境づくりの整備を促したわけであります。が、その中で育児休業の取得率について目標を掲げた行動計画をしっかりと届け出なさいということを最初は言っていたわけであります。が、実際には、経済界の反対で、策定しましたよという事実の届出のみ、それから、企業側の行動計画の内容については公表しないと。結局は、中身の実効性については全然担保が取れないような形でこの次世代育成、スタートしたんですね。

私、思うんですが、今この年金の改革の問題でも、財界から給付をもつと抑制して、負担も抑制してという話がいろいろ出ているわけでありますけれども、それはそれとして自己完結の議論としてあるのかもしませんが、しかし一方で、男性社員の育児休業について余り御理解をいただけず、この〇・三三%の状況でいきますと、仮にお子さんが欲しいという家庭、平均して先ほど大臣からもありました一・五人と言われていても、結局は御主人の、夫の関係で断念をするということがなりかねないというふうに思つておりまして、私は、男性の育児支援がもつとしやすくなるような政策、ある面やや強気でやつていかないといけないと思うんですが、この点、いかがでしようか。

心にした企業風土の改革という問題であらうかと思ひますが、御指摘のとおり、少子化というのは企業自身に対しましても労働力の確保でありますとか市場規模の縮小といったことで大変甚大な影響を及ぼすものというふうに考えられておりますので、是非とも企業に取り組んでいただきたいと いうふうに私も思つております。

今、るる御説明ありましたように、次世代育成支援法を策定する段階ではいろんなやり取りがございました。企業の雇用管理との関係、自主的な雇用管理を余り阻害してはいけないというふうな議論があつたことは確かでございますが、この法律に基づく計画をこれから一年掛けで今作るところに差し掛かっております。

実は、昨日付けで全国の経営者団体等七十団体を支援対策の推進センターとして指定をさせていただきますて、こういつたところ、行政ももちろんやりますが、こういつた自ら、経済界自らもお骨折りをいただいて、この計画の策定作りに取り組んでいくということを今本格的に進めておるところでございますので、こういつた中で企業風土の改革とということを旗印にこれから鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

〔理事 武見 敏三君退席、委員長着席〕

○遠山清彦君 最後の質問になるかと思いますが、今企業の文化変えなきやいけない、これはもう本當、何度も何度も政府も国会もやつていかなきやいけないことだというふうに思ひます。女性の育児負担が非常に重く受け止められていると いう中で、かといって国が、大臣もよくおつしやいますけれども、国が女性に子供をもつと産みなさいと言えないわけですから、これはもつと女性が産みやすい環境を整えなきやいけないと。

最後に、私はもう生理的・生物学的な問題になるわけですけれども、お子さん欲しいという家庭が多いですが、不妊治療も非常に重要なだと思つています。これはもう生理的・生物学的な問題になる多くのても、今十組に一組の若いカツブルは不妊に悩んでいるというふうに言われております。今年

から、大臣からも御尽力をいただきまして、年間十万円の助成を二年間不妊治療に充てるということが出ておりますが、私が調べたら、四一・九%の不妊治療をやっておられる御家庭では、コストが百万円以上掛かっているというデータがございまして、保険適用をしてほしいという声は相変わらずあるわけでございますし、また、十万円二回じゃ足りない、もつと拡充してほしいという声もあつて、私も実情を見ますと、もつとやっぱり支援する必要があるのかなというふうに思いますが、この点も検討していただいて、是非ともこの少子化対策もつと力を入れなければ、政府が今回の年金改革法案の前提にしている出生率一・三九の回復が難しくなってしまうということを申し上げて、私の質疑を終わらしたいと思います。

と通告ありませんが、一言お聞きしたいんです
が、七十五万人厚生年金の加入者が減少すると、
これたちまち五割を切るという御答弁がございま
して、これ七十五万人というのは大丈夫なんだと
と、これは頑張るんだというお話をでした。しかし、
五年前の再計算のときに、これは厚生年金の加入
者の数予測しております。このわずか一年後に予
測よりも二百十一万人下回っている。それから、
二〇〇一年には三百七十二万人厚生年金の加入者
下回っているわけです。

二百万人単位で計算違い、見込み違いをしておきながら、七十五万人減ることはないんだといふことは、私はどう考えても納得できないんですねが、大臣、いかがですか。この実績から見れば、私は、七十五万人、見込み狂う、あつてはならぬことではありますが、そういう危険性は極めて高いし、そうなれば、たちまち六十五歳の支給開始時点から五割を切るということになるというふうに思いますが、大臣、お答えいただきたい。

○政府参考人(吉武民樹君) 先生お尋ねの前回財政再計算とそれから今回財政再計算、それから最近の実績でございます。実績の関係はおつしやる

とおりでございますが、今回の財政再計算は、その実績を基本にして、将来の将来推計人口、あるいは労働力率、被保険者数ということで推計をいたしております。それから、七十五万人という数字は、あれは経済財政諮問会議自身の数字ではございませんで、経済財政諮問会議で経済産業省が御説明をされた数字でございますけれども、一三・五八%の保険料率を一举に一八・三%に引き上げる、そういう前提の数字でございます。したがいまして、一年間で約四・八%保険料率を引き上げるというそういう数字を、それまでのある時期の、今申しましたような負担と、それからいわゆる雇用者数といいますか、これは逆でございまして、雇用者数が増えるときのデータに対処して出されたものでございます。私どもの今回提示を申し上げております保険料率の引上げにつきましては、年〇・三四四%ということで、相当の期間を掛けて引上げをお願いをするということでござりますので、私どもとしては、基本的には、その間の日本経済の成長、その中における雇用の問題という形になつてくるんではないかというふうに考えております。

○小池見君 やはり、私はそんなことは聞いてないんで、七十五万人の数字の是非を言っているんじゃないんですね。二百万人単位で前回見込み違ひが起つていて、それとは違うんだと言うけれども、どこが違うんですか。全く、前回を踏まえてまたやつたと言うけれども、前回二百万人減つているのに、今回は大丈夫です。

大臣、私はお聞きしたい。率直に国民から見れば、前回、五年前だってこれだけ見込み狂つたのに、今回は大丈夫です、七十五万人減ることはないですか。見込み違ひは絶対ないといふうに大臣、胸張つて言えるんですか。私は、國民から見れば、先ほどのやり取りを聞けば、これは五〇%切る危険性は極めて高いんじゃないかなと率直に皆さん思われると思いますよ。大臣、そう思われませんか。

五万人なり百万人の問題は、それはそうした経の動向によりまして起り得るときもあるだろ
う。あくまでも、それは一時的
に起つたといいたしましても、それが連続して
は続いていくことは考えられません。
が、先ほどから申し上げておりますよ
に、現在の人口動態からいたしましても、これ
ら労働力人口が減少していくわけであります
ら、その減少分につきましては十分に計算の中
に入れているということを申し上げているわけで
ります。

したがいまして、こうした計算も行なが
れて過去に予測をしたのを違つたことも計算
入れながらこの再計算を行つてあるということ
がありまして、先ほどの御質問は、それに更に輪
掛けて、それにプラスして七十五万なり百万な
どが更に減つたらどうだという、こういうお話を
ざいましたから、それは御質問としてそれにお
えをしなければなりませんからお答えはいたし
ましたけれども、決して五〇%を下がると思つて
おりません。

○小池晃君 五年前も大丈夫ですと、こういう
字ですと、あくまでも、そこから二百万人に
減つたんですよ。今回も大丈夫だと言つていい
けれども、決して五〇%を下がると思つて
おりません。

○小池晃君 五年前も大丈夫ですと、こういう字ですといふに言って、そこから二百万人に減つたんですよ。今回も大丈夫だと言つていけれども、七十五万人割つたらこうなるんだと、う指摘なわけですから、私は今のは全然国民か見れば説得力ないといふに思います。ちょっと一回改めて議論したいと。

続けて、厚生労働副大臣の年金保険料未納問題についてお伺いをしたい。

森副大臣、確認したいんですが、御自身の未については、四月十四日の衆議院厚生労働委員の時点できれいに把握していたということでよろしくね。

○副大臣（森英介君） そのとおりです。

○小池晃君 さらに副大臣は、先日の記者会で、坂口大臣に報告したというふうに発言をされています。

坂口大臣に報告したのはいつですか。

○副大臣森英介君 私のその事実関係が判明いたしまして、でも、大臣も大変お忙しくて、私の記憶で、委員会が始まるその前から何かに、私は、実は私もこういうことになつておりますけれども、ことを私は御報告したつもりなんですかね。今から思ひますと、大臣はいろんなことがある中だつたのですから、私が自分のことを申し上げていると認識されてなかつたんじやないかな?といふ気がいたします。

そういう意味で、ちょっと若干私が御報告申し上げた、説明申し上げたことと結果的には違つたことになつてしまつております。

○小池晃君 ちょっと何かすごいことを言い始めましたが、四月十四日の委員会の前に言つたといふんですね、大臣に。

○副大臣森英介君 や、それはいつか覚えておりませんけれども、少なくとも四月十四日以前ではあります。

○小池晃君 それじゃ、大臣にお聞きします。森副大臣から副大臣の未納問題をお聞きになつたのはいつですか。

○國務大臣坂口力君 うふうに思いますが、森大臣から、自分の年金の問題についても今調べておりますと、機会を見て発表したいと思いますと、こういうお話をございまして、是非そうしてくださいということを申し上げたわけであります。

○小池晃君 いや、未納期間があるということはお聞きになつたんですか、ならなかつたんですね。

○小池晃君 調べて発表したいということは、これは未納期間があつたということですね。こんな大事なことを委員会の席で、ちょっと何といふ見て発表したいというふうにおつしやつたことは事実でございます。

○小池晃君 調べて発表したいということは、これは未納期間があつたということですね。こんな大事なことを委員会の席で、ちょっと何といふ見て発表したいというふうにおつしやつたことは事実でございます。

たんですから、そうしてくださいということをそこは申し上げたわけで、それは別に何ら問題ないと思います。

○小池晃君 大臣は、この副大臣が保険料を未納していたという情報は、衆議院の委員会質疑、採決の前までに国民に対して明らかにするべき重要な情報だという認識を持つていかなかったということですね。

○國務大臣(坂口力君) 副大臣は両副大臣もおみえになりますし、それぞの副大臣にもお調べをいただきたいというふうに思つておりました。したがいまして、それは両副大臣とも、あるいは政務官も含めてお調べをいただいたわけでありまして、森副大臣は少し早めにそうした、自分も今調べているということを連絡を、連絡と申しますか、お話をいただいたということを先ほどから申し上げているわけであります。

○小池晃君 いや、全然答えてないんです。私は事実経過聞いてるんじゃないんです。

この担当副大臣が保険料未納の可能性があるとしたら、極めて重大な情報なんです。それは、そのことを国民に明らかにしないまま委員会採決するなどということは許されないはずなんです。しかし、大臣は委員会採決までそのことについて、これは国民に対するべきだと、これは急いでやらなきゃいけないと、そういう認識持っていたんですね、いなかつたんですね。

○國務大臣(坂口力君) ですから、五月に連休が終わりました時の時点でござりますか……(発言する者あり) いやいや、それは四月の段階のことでは、それはお調べになるということござりますから調べてくださいといふことを申し上げたわけでありまして、調べないと分からぬじやないですか。

○小池晃君 答えてないんですよ。

大臣、調べるといつたって、こんなの、副大臣ですから、厚生労働省の副大臣ですよ。一日でもう、何分間で分かる話じゃないですか、すぐに聞けば。それを二週間にわたって調査中だといふ

とで済ましていいような情報だつたんですかと。大臣は、だからこの問題は採決までに国民に対しても明瞭にすべき情報だという、そういう認識だつたんですけど、この一点についてお答えを。

○國務大臣(坂口力君) 副大臣でありますから、お調べをいただきたいというふうに思つております。そしてまた、いつの時点かは御本人が決められることでありますけれども、それは発表していただきたいということを申し上げていたわけであります。

○小池晃君 未納を五月十三日まで隠し通してきた森副大臣の責任も重大ですが、今日の質疑通じて、それを知りながら、未納の可能性があるというふうに分かりながら衆議院の採決が終わるまで明らかにさせようとしなかつた、私は厚生労働大臣の責任問題にこれはなつてきているというふうに思います。これは、引き続きこの問題は追及していくみたい。

それから、年金積立金の浪費の問題についてちょっと残る時間でお聞きしたいんですけど、グリーンピアの問題ですか、これ全施設を売却するというふうに決めましたけれども、これ今のところ売却できたのは岩沼と二本松、そして横浪の施設の一部だけであります。そのほかはそれぞの自治体と調整中というふうにされている。

○國務大臣(坂口力君) ですから、五月に連休が終りました時の時点でござりますか……(発言する者あり) いやいや、それは四月の段階のことでは、それはお調べになるということござりますから調べてくださいといふことを申し上げたわけです。

の売却を取り巻く環境というのはこういう厳しい環境にあるという御認識ですか。

○政府参考人(吉武民樹君) 売却予定額につきましては、自治体を中心に引受けをしていただくと受けができない場合には民間譲渡ということで、その場合には入札方式を取りますので、売却予定額自体は公表をいたしておりません。それから、基本的には直近の鑑定評価額に従いまして自治体には参考価格を示しております、自治体の方で現実にその譲渡を受けるということをお決めになりますと、その時点でもう一度直近の鑑定評価を行なうという形でございます。

鑑定評価の点で申し上げますと、御案内のおどり、最近は収益還元法といいますか、この施設自体の将来の収益を現在の価値に還元するというこ

ういう考え方、あるいは周辺の同様の価値があるものをどう考えるか、あるいは現実に今再建設しましたときにその価値は幾らあるかというような評価法につきまして、鑑定の専門家に二社を選びまして鑑定をしていただくという形でございま

す。そこを抜きにして、例えば産廃業者のような方も買いたい方であります。しかしながら、何でも高く売ればいいというわけではない。私はその本来の趣旨というものを尊重していかなければいけないというふうに思つておられます。

そこを抜きにして、例えは産廃業者のような方

も買いたい方であります。しかしながら、何でも高く売ればいいというわけではない。

私はその本来の趣旨というものを尊重していかなければいけないというふうに思つておられます。

現実には、グリーンピアはある程度時間もたつておりますし、そういう意味で現実の、今申しましてような鑑定をしていただく、鑑定評価額が下がってきておるというのが現実の姿でございま

す。

○小池晃君 厳しい環境だということをお認めに

なつた。大臣、こういう状況になつては、この責任について、大臣、どのようにお考えですか。

○國務大臣(坂口力君) これ、売却が済みました

のはまだ三か所でありますから、そのほかのところがどれだけの額になるかということ、これ、こ

こにはえらい数字まで書いてありますけれども、これから的话でございますから、これはまあ分か

らない将来の話だと思います。

ただ、この建設費を丸々そのまま売却をして得

られるというふうには、それは思つておりませ

ん。もう建築いたしましてから何年間もこれは経過しているわけでございますから、それが実でございます。その間、様々な利用もしてきましたその評価というのは多分に下がつてることとは事実でございます。

その評価は、まだそこから、そうしたものをしてきたことは事実でございますから、それから、それからどうしていくか。

しかし、このグリーンピアができました最初の意向というのは、それは国会でもいろいろ議論をされて、そして附帯決議が出たりもいたしま

して、その中でこの施設を中小企業を始めとするなかなかそういう機会に恵まれない皆様の方のためにこれは使うということでしたわけでありますから、私は、今後もできるだけ地元の皆様方を始めとして、そうした地域の皆様方に御利用をいただけるということが前提条件というふうに思つております。

私はその本来の趣旨というものを尊重していかなければいけないというふうに思つておられます。

そこを抜きにして、例えは産廃業者のような方

も買いたい方であります。しかしながら、何でも高く売ればいいというわけではない。

私はその本来の趣旨というものを尊重していかなければいけないというふうに思つておられます。

そこを抜きにして、例えは産廃業者のような方

も買いたい方であります。しかしながら、何でも高く売ればいいというわけではない。

私はその本来の趣旨というものを尊重していかなければいけないというふうに思つておられます。

○小池晃君 この売却については、いろいろと地元にお聞きすると、道や県はほとんど荷物引き受けたくないというふうに言つていて、その結果、財政力のない市町村に押し付けられている

と、市町村からは悲鳴が上がっているという実態もある。年金掛金使いながらこれだけ無駄遣いを

やや、赤字になつたら売却だということです。市町村に破綻のツケを押し付けると、非常に二重三重に

無責任なやり方だということを申し上げたいと思

います。

それからもう一点、目的外流用の疑惑を取り上げたのですが、二〇〇三年三月に全国の社会保

険事務所に金銭登録機というものが導入されまし

て、これは全国三百十二か所のすべての社会保

害事務所が個別にカワグチ技研という会社と随意契約を結んでおります。カワグチ技研というのは社

員七名の小さな会社です。金銭登録機というのは

ハンディータイプの保険料の徴収員が持ち歩く端末なんですが、一台十七万六千円、全体で二千五百七十四台購入して、総額四億四千六百万円、こういう金額が国民の年金保険料から支払われています。

配付資料の三枚目に経過が、社会保険庁からいただきましたが、これは二〇〇三年の三月十一日に事務連絡で各事務所に年度内に機器導入を終えるように指示をして、この三月十一日から三月末日までのわずかの期間で三百十二か所の社会保険事務所がすべて個別にカワグチ技研というところと随意契約を結んで、そしてすべて期限内に購入したという、そういう経過なんです。

私は、これは社会保険庁が指示でもしなけりやこんなことになるはずがないと。ところが、社会保険庁は一切指示していないというふうに私は説明している。しかも、このカワグチ技研というのは、繰り返すけれども、社員七名、資本金一千万円の会社だと。こういうところに、社会保険庁がゴーサインもなしに、四億円ものシステム開発費が掛かっているんですが、こんなことするんだろうか。社会保険庁が組織的に関与することなしに、七名の社員でわずかな期間で稚内から石垣島までのすべての社会保険事務所と個別に随意契約を結んで契約、納品する。

大臣ね、これ常識的にはこんなことあり得ないと思いますが、大臣いかがですか。——ちょっと併せてお聞きしますからお答えいただきたい。しかも、これはこれだけじゃないんです、問題。調べていくいろいろと驚くべき事実がある。カワグチ技研というのは、これは金錢登録機のほかにも、パピアートという伝票類の専用のプリンター、これを社会保険庁とリース契約している。これがやはり全国の社会保険事務所とそれから地方自治体に配置されて、これ五年間で二十二億七千万円、見積価格のまま随意契約をされています。実際にこれは使用されていないといふことが新聞でも取り上げられています。

しかも、このカワグチ技研という会社には関連

企業がございます。カワグチ技研の代表取締役は川崎義幸さんという方です。ところが、この人はニチネン企画という会社の監査役で、フォーム印刷社という会社の取締役なんです。ニチネン企画というのは、これは社会保険庁と出版物なんかの印刷でこれはやつぱり随意契約をしていて、契約高は五年間で十億八千五百万円。それからフォーム印刷社という会社の取締役なんです。ニチネン企画

というのを全部合わせると、この関連企業で三十九億円の費用になる。しかし、カワグチ技研の社員数七名、ニチネン企画は十四名、フォーム印刷七名、延べ二十八名で年金絡みの三十九億円の受注を受けています。私は、これは一人当たりにすると一億四千万ぐらいになるんですが、これ極めてこの三企業と社会保険庁の関係、私は異常なものを感じる。

大臣、いかがですか、この関係に極めて異常なものを感じる。私はこれを徹底的に調査すべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(坂口力君) この議論は衆議院の方でもかなりたくさん出していただきました。

○小池晃君 全体、やつてないです。

○國務大臣(坂口力君) 全体、いやいや、出てお

ります。

○小池晃君 はい、はい。

○委員長(国井正幸君) 小池晃君、時間が来ていますので。

○小池晃君 はい、はい。

○西川きよし君 今日は事実と違うと思います。

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。

○西川きよし君 私の方から、まず冒頭、大臣に、通告はなかつたんですけども、与党と民主党との三党合意について、今朝、朝刊を見せていただいて感じたことを少し質問をしたいなと思います。

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。

○西川きよし君 与党からの具体的案が出なければ、その合意を破棄することもあるという記事が出ておりま

す。私は、国会でその協議機関を設置して、会派

の枠を超えて将来の年金制度を真剣に議論してい

ます。どうぞこの協議をこれからいい方向に持つていってもらいたいなど。あえて無所属の立

場から、是非今後の協議会の設置、そこでの議論、

じゃないですか。こんなことを放置していいのかと。私は、これだけの特別な関係を持つていてるのであります。あるのかどうか。大臣こうした疑惑に対して、人の関係について、厚労省として徹底的に調査すべきだというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

後に、これ、厚労省からの天下りがこの三企業に労働省から行っている者はおりません。そして、これらの問題につきましては、先ほど申しましたように、そうした疑いを持たれないようにならぬかどうするかということに結び付けていかなければいけないということを申し上げているわけであります。

○國務大臣(坂口力君) 衆議院のときにもそういふお話をございまして調べましたけれども、厚生労働省から行っている者はおりません。

○國務大臣(坂口力君) その問題につきましては、先ほど申しましたように、そうした疑いを持たれないようにならぬかどうするかということに結び付けていかなければいけないということを申し上げているわけであります。

○委員長(国井正幸君) 小池晃君、時間が来ていますので。

○小池晃君 はい、はい。

○西川きよし君 今は事実と違うと思います。

○西川きよし君 この問題、課長以下も含めて徹底的に人的つながりも含めて調査をすべきだということを申し上げて、取りあえず午前中の質問を終わります。

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。

○西川きよし君 私の方から、まず冒頭、大臣に、通告はなかつたんですけども、与党と民主党との三党合意について、今朝、朝刊を見せていただいて感じたことを少し質問をしたいなと思います。

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。

○西川きよし君 与党からの具体的案が出なければ、その合意を破棄することもあるという記事が出ておりま

す。私は、国会でその協議機関を設置して、会派

の枠を超えて将来の年金制度を真剣に議論してい

ます。どうぞこの協議をこれからいい方向に持つていってもらいたいなど。あえて無所属の立

場から、是非今後の協議会の設置、そこでの議論、

是非とも実現をしていただきたいというふうに正直な気持ちであります。

やはり、政府・与党的立場からはできる限りの対応も国民が期待していると思いますので、まず冒頭、坂口厚生大臣の方から一言いただけたらと

思います。

○國務大臣(坂口力君) 三党合意と申しますか、民主党さんとの間でいろいろのお話合いが調いましたして、衆議院の段階で合意をされました意義は非常に大きいと私も思っております。

今後、社会保障全体の中で考えていかなければならぬ問題がたくさんございます。これは、年金の将来像を考えますときに、年金だけではなくて、医療あるいは介護も、その他の福祉も含めた形の中でこれから負担と給付をどうしていくか、やはり全体として考えないといけない問題がその中には含まれております。

年金だけを見ますと、負担と給付、これはどうしてもこれから少子高齢社会にマッチをした負担と給付というのがあるわけでございますけれども、個人、皆さん方が出しています懐は一つでございますから、医療の問題も介護の問題も同じ財布の中から出していただかなければなりません。それでもこれからの少子高齢社会にマッチをした負担と給付というのがあるわけでございますけれども、個人、皆さん方が出しています懐は一つでございますから、医療の問題も介護の問題も同じ財布の中から出していただかなければなりません。私がこれまで見てきた中で大事でございます。

○西川きよし君 しかも、そのことについて、出し方も、それは保険料として出すのか、それとも税として出した方がいいのか。税であればどういう税で出したらいいのかといったことも含めて、トータルで御議論をいただいて、そうした中からまた年金の将来の在り方というものについての御提言があるということならば、そこは謙虚に耳を傾けなければならぬというふうに思つておるところでございま

す。

○西川きよし君 これからそうした場ができまして、いろいろ議論ができれば幸いだというふうに思つておる次第でござります。

○西川きよし君 是非、この協議機関は大切にし

募集ですか採用時に、しかしそうはいいまし
とも、年齢制限を付けてくるところもあるわけで
ございまして、もし仮にそういう年齢制限を付け
てくるということになれば、それは中高年齢者の
立場に立って、なぜその年齢制限をしたかといつ
た理由を明確にしていただかなければならないと
いうことにもしているわけであります。我々の方
こいたしましても、中高年齢者の再就職の促進と
いうのは、これはもう積極的に進めていかなけれ
はいけないとふうに思つております。

常に有効に機能していったメカニズムだと思っております。しかしながら、少子高齢化の進展や経済構造の変化などに伴いまして、年功序列、この制度の仕組みというものの問題点も顕在化していました。各企業におきましては、もう既に成り立っていましたが、能力主義という言葉に立脚した賃金体系とか人事体系への移行が相次いでおります。

そういふを一面もありますが、全本を見ます

と、まだ日本におきましては年功重視の企業、これがまだ数多く存在しております。こうした企業が、この法案で求めるように、例えば定年を引き上げるという、こうすることをやりますと人件費が増加してまいります。企業経営に与える影響も膨大なものになるおそれがあります。年功賃金制と終身雇用制というものは、中高年者の労働市場の硬直さ、硬直性をもたらす、あるいは中高年者の雇用促進を阻害する面もあるんだと、こういう指摘をする研究者も大勢いらっしゃいますし、その種の論文も多々散見されるところでございます。

政府は、今回法案におきまして、企業に定年の延長を求める、そういう内容を提示しているわけでございますが、年功序列的な賃金体系でありますから、几案削減の見直しなど、これらも

ますとか人事・処遇制度の見直しなど併せてアドバイスすることが必要であると考えますけれども、大臣、いかがでございましょうか。

の問題は、基本的にはその労使で決定していただ
くということだろうというふうに思いますが、全
体として見ました場合に、この六十歳代の雇用と

いうものは、今までの年功序列のこの賃金体系の中で考えますと、やはり企業の負担というものが多くなるということはあるわけでございます。

しかし、六十歳代で継続雇用というふうに言われますような場合には、大体一度六十歳で切り札を付けて、そして再雇用のような形になつているところが多いわけでございまして、企業によりまして様々でございます。また、中には、もう五十

と再就職が困難であるとか、そういう状況が大変厳しいというふうに認識しているところでござい

○藤井基之君　このように、定年前にリストラ等で解雇されると、今お話をあつたように、いわます

一角月刊社編著『年金問題』によると、労働市場全体を見ても中高齢者に対しても厳しい状況があるわけでございます。こういった中で、少なくとも基礎年金の受給開始年齢であります六十五歳までの雇用機会を確保する、これは行政として最大限の努力をしなければいけないし、

こういうことは、多くの方々に対し円滑に再就できるような環境整備、この必要性のためにもつと一層の努力をしてもらわなきゃいけない理由になるだろうと思つております。

先ほど大臣からもちよつと御説明ございましたが、改めてお尋ねしたいんですけれども、再就職についてお尋ねになります。

の支援対策の強化これは非常に重要なと思っておりますが、これについてもう一度、具体的にどのような取組を行うこととされておるのか、法案に含まれている内容を含めまして御説明をいただきたいと存じます。

○國務大臣(坂口力君) 六十歳代となりればその前半の皆さんの雇用をどうするかということが非常に大事になつてきておりますから、そこにでるべきるだけ焦点を当てて対策を講じていかなければなりません。

御指摘をいたしましたように、ここは有効求人倍率も非常に低いわけでございますから、この
いけないというふうに思つております。

低さに対応していかなければなりません。しかし、最近、五十歳代あるいは六十歳代の皆さん方のお持ちになつてゐる能力、特に物づくりにおき

ましては、この皆さん方が身に付けておみえになります能力というのは何物にも替え難い、是非もう少しこの皆さん方を活用したいというふうに言

われる経営者も増えてきております。特に、若い皆さんが物づくりの中にお入りになつてくる人が少ないと現状の中で、そうした要望が特にこの半年ぐらいの間に多く聞かれるようになつてまいりました。それはある意味では大変いこ

とではないかというふうに思つてゐる次第でございます。

雇用対策法に基づきます募集ですか採用時の年齢制限の是正指導というのを一つはやつております。それから、離職を余儀なくされた中高齢者に対しまして再就職援助を行います事業主への助成というのも実はやつてゐるわけでございます。世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高齢者を対象といたしましたいわゆるトライアル雇用というのも実は実施をいたしておりまして、もう一度リフレッシュしていただいてお勤めをいただくようにするといったことを今行つてゐることでございます。

労働者の募集・採用に当たりましては、事業主が、先ほども申しましたとおり、上限年齢を設けました場合にはその理由を明示することを今回法律で義務付けております。事業主都合で離職を余儀なくされる中高年に對しましては、事業主がその職務経歴でありますとか能力に関する情報と、いつものをこの再就職支援措置の内容としてそれを作つて、そして提示をしてもらうということによりまして求職活動の支援に資するといったことが今行おうとしている内容でございまして、もしリストラをするときには、その人がどういう社内で仕事をしてきて、こういうこの人は能力を持つてゐるかということをやはりひとつ証明するといったようなことになりますと、その範囲の中で、ハローワークにおきましてもそうした仕事がほかにないかというようなことで探す一つの手助けになりますし、今までやつていただきました仕事を更に延長していただくという意味で役立つてはいかというふうに思つてゐる次第でござります。

○藤井基之君 ありがとうございました。
今日午前中の質疑におきましては同僚議員から少子化の問題についての御質問がございました。今私は高齢者の問題について聞かせていただいておるわけです。
少子高齢化時代と一口で申し上げますけれど

も、少子化は少子化だけで行政対応があるとか、高齢者対策は高齢者対策であるとか、必ずしも年齢制限の是正指導というのを一つはやつております。それから、離職を余儀なくされた中高齢者に対しまして再就職援助を行います事業主への助成というのも実はやつてゐるわけでございます。世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高齢者を対象といたしましたいわゆるトライアル雇用というのも実は実施をいたしておりまして、もう一度リフレッシュしていただいてお勤めをいただくようにするといったことを今行つてゐることでございます。

今回、特にそいつたことでこの雇用の問題を考えた場合に、年金の問題の中で雇用を考えると必要なんだろと思つております。そこで、この雇用制度改革における高齢者雇用問題についての対応をしていただきたいと考えております。

そして、これは年金問題だけに限らず、一昨日も質問させてもらいましたが、福祉でありますとか、あるいは介護であるとか、あるいは医療であるとか、社会保障全般について一元対応する際にどうしても避けて通ることができない問題だろうと思つておりますので、大臣以下、皆様の御奮闘を御祈念申し上げたいと思います。

時間が限られまして、これは通告をしておりませんけれども、私も通告外でござりますけれども、一つだけ大臣に御質問させていただきたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 経済財政諮問会議におきましていろいろの御意見をいただきました。しかし、中には社会保険庁をもうなくしてしまえみた的な話もあつたわけでございますけれども、しかし、年金、医療の問題を抱えております社会保険庁の役割というものは私は重大だというふうに思つております。保険料の徴収にいたしましても、それは徴収をしたらそれで済むというわけではなくて、今度は年金を支給するという方に結び付けていかなければならぬわけでありますから、この徴収と給付、両方を行つていかなければならぬわけでございますので、簡単に国税庁と一本化してしまえという議論は少し荒っぽ過ぎるのではないかかなという気がいたします。同じくやれるところはそれはやるということをいいといふふうに思ひますが、もしも一本にするというのであれば、もう基本的に年金の今度は支給の方の在り方等もどうするかということを考えてからでないと私はいけないというふうに思つてゐる次第でございます。

○山本孝史君 終わります。

民主黨・新緑風会の山本でござい

いろとその種の御発言をしていただいておりますけれども、新聞の報道だけじゃなくて、改めて、昨日の経済財政諮問会議でしょうか、あるいはその後の記者会見でございましょうか、大臣は、社会保険庁の改革、スクラップ・アンド・ビルトを進めるべきと私ども考えております。大臣の御所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思います。大臣、よろしくお願ひします。

○國務大臣(坂口力君) 経済財政諮問会議におきましていろいろの御意見をいただきました。しかし、中には社会保険庁をもうなくしてしまえみた的な話もあつたわけでございますけれども、しかし、年金、医療の問題を抱えております社会保険庁の役割というものは私は重大だというふうに思つております。保険料の徴収にいたしましても、それは徴収をしたらそれで済むというわけではなくて、今度は年金を支給するという方に結び付けていかなければならぬわけでありますから、この徴収と給付、両方を行つていかなければならぬわけでございますので、簡単に国税庁と一本化してしまえという議論は少し荒っぽ過ぎるのではないかかなという気がいたします。同じくやれるところはそれはやるということをいいといふふうに思ひますが、もしも一本にするというのであれば、もう基本的に年金の今度は支給の方の在り方等もどうするかということを考えてからでないと私はいけないというふうに思つてゐる次第でございます。

本質は二点あります。

一つは、政治家のモラルです。未納の大臣が統出をしました。審議をしました衆議院の厚生労働委員会の自民党的衛藤委員長も未納でした。答弁に立たれた厚生労働副大臣も未納でした。法案成立を強引に推し進める公明党的神崎代表以下三役も未納でした。しかも採決後に未納を公表すると、私はこれは非常に悪質な行為だと思いました。これで子供に道徳を説くか、そういう国会であります。どのようにけじめを付けるのか。

民主党は全議員を調査して未納の状況を公表いたしました。国会の委員長は自ら辞任をいたしました。党の役職にも就かないということに対応しております。どのようにけじめを付けるのか。

民主党は全議員を調査して未納の状況を公表いたしました。国会の委員長は自ら辞任をいたしました。党の役職にも就かないということに対応しております。せめて、未公表の自民党も、未納のあるいは未加入の状況を公表して、国民の政治への信頼をつなぎ止める、そのことが今自民党的諸君に求められているのではないか、私はそのように思います。

未納問題のもう一点は、いい加減な国会答弁を許していいのかという問題です。未納、未加入はいろんな状況の中で起き得ると思っておりますが、そのことに対する対応するのかという問題であります。私、その点において、総理の対応というのは、私は一種犯罪だとすら思つております。

小泉総理は、四月九日の衆議院の厚生労働委員会で、我が党の城島委員に対して、「私も、もう年

ます。よろしくお願ひを申し上げます。
最初に、未納の問題について触れておきたいと思います。

だれにも起きたことだから騒ぎ過ぎだと与党の皆さん方がおつしやつておられる。武見委員は一昨日の、おられませんけれども、委員会の質問のときは持ち時間の四十数分すべてを使って総理の未納問題をかばう質問をされました。私も本論に入りたいんですけども、未納問題の本質というものをよく理解をしておかなければいけないと思つております。

本質は二点あります。

一つは、政治家のモラルです。未納の大臣が統出をしました。審議をしました衆議院の厚生労働委員会の自民党的衛藤委員長も未納でした。答弁に立たれた厚生労働副大臣も未納でした。法案成立を強引に推し進める公明党的神崎代表以下三役も未納でした。しかも採決後に未納を公表すると、私はこれは非常に悪質な行為だと思いました。これで子供に道徳を説くか、そういう国会であります。どのようにけじめを付けるのか。

民主党は全議員を調査して未納の状況を公表いたしました。国会の委員長は自ら辞任をいたしました。党の役職にも就かないということに対応しております。せめて、未公表の自民党も、未納のあるいは未加入の状況を公表して、国民の政治への信頼をつなぎ止める、そのことが今自民党的諸君に求められているのではないか、私はそのように思います。

未納問題のもう一点は、いい加減な国会答弁を許していいのかという問題です。未納、未加入はいろんな状況の中で起き得ると思っておりますが、そのことに対する対応するのかという問題であります。私、その点において、総理の対応というのは、私は一種犯罪だとすら思つております。

小泉総理は、四月九日の衆議院の厚生労働委員会で、我が党の城島委員に対して、「私も、もう年

をとりまして、年金を、保険、払う時代は過ぎちゃつたんですね。過去はちゃんと払つております。」と答弁されました。四月二十八日の同じ委員会でも、我が党の今度は三井委員の質問に、私は、過去、議員になる前はどうだったか、自分でも詳しくは覚えておりませんが、払うべき期間におきましても払つておりますと答弁をされました。

しかし、先般来から飯島秘書官がこの状況を公表されておられるわけですが、これは最初に飯島秘書官が公表されたときのものでございますけれども、未納の期間が幾つかある。(資料提示)

一つは、予備校生だった、彼が二十歳になつたときの三ヶ月間、予備校生だったということです。そこで、予備校生は国民年金法では加入の義務があります。したがつて、この三ヶ月間は未納であつたということになりました。あわせて、大学を卒業されてロンドンに留学されて、途中でお父さんが亡くなられて日本に帰つてこられて選挙にお出しになります。この期間、ロンドンにおられた二十七ヶ月と日本に帰つてこられてから八ヶ月、この間は住民票が国内ならば加入の義務があります。実態として、少なくともこの八ヶ月間、選挙に出るために帰つてこられたこの期間は日本におられたわけで、日本で生活をしておられたわけですから、この期間は加入の義務があります。

今、六十一年より前は加入の義務付けがなかつたとおっしゃいますが、国民年金法ができました昭和三十六年からすべての人に加入の義務が義務付けられております。加入しなくてよかつたのはいわゆる事業主婦と学生の皆さん、これは任意加入ということになつてました。そういう意味でいきますと、実はやっぱり加入の申出違反、あるいは納入の義務違反が小泉総理大臣には起きているわけです。みんなそうだつたじゃないかと、こうおっしゃるわけです。しかしながら、法律は、実は罰則規定を設けて、届出をしなければいけない、納入をしなければいけないという国民年金法になつています。そのこと 자체がお気付きにならないか、あるいは未納、未加入がこんなにたくさん

んあるからいいじゃないかと与党の皆さん方はおっしゃるわけだけれども、私はそうではないだろうと。いや、たとえそうであつたとしても、そのことを公表をして、謝罪をして、そしてこの国民年金法の採決あるいは審議に臨むというのが国會議員のあるべき姿ではないんだろうかと、私はそう思うわけです。

もう一つ小泉総理大臣の問題は、厚生年金に入つておられたという問題です。

飯島秘書官もおっしゃつておられます。あるいはもう既に記録が公表されましたので、その期間におきますと彼は二回目の選挙に当選をいたしますが、その前後五十五か月間、厚生年金に加入をしておられます。国會議員になられた後も引き続き厚生年金に加入をしておられます。厚生年金に加入するということは当然働いておられたということですが、しかしながら、昨年九月十九日の衆議院本会議で、我が당의當時菅代表の質問に、私はサラリーマンの経験はありませんと答えておられます。サラリーマンの経験のない方が厚生年金に入つておられたということになつてゐるわけであります。このことについて、私はやはりこの委員会においてしてつかりと小泉総理大臣からお話を聞かなければいけないと思つています。

小泉総理大臣は、飯島秘書官を通じて、社会保険庁には五月十七日になつて確認をしたとおっしゃつておられます。これだけ騒がれている中で、御本人の納入記録がどうだと言われている中で、五月十七日になつてようやく確認をされた。

飯島さんはこの三ヶ月間は予備校生だとおっしゃつたけれども、本人は友達に言われて、いや、普通自分が生きてきた中で、自分が二十歳のときには何やつていたかという話ぐらいは、学生だったか予備校生だったか、要は、二浪で一留なのかな、一浪で二留なのかなということぐらいいは、それはだれだって分かる話で、それを飯島秘書官が勝手に公

したがつて、小泉総理大臣は結果的にうそをついておられる。国会答弁の中でうそをついておられる。結果的にそういう形になつてゐる。それはなぜか。彼が誠実に国会で答弁をしていないからです。

私が申し上げている問題は、未納、未加入という問題は、確かに起き得る状況に国会議員は置かれている。あるいは当時の状況は、年金法の状況はそうであつたと思う。しかしながら、しかしながら、これだけ言われているときになぜ確認しないんですか。なぜ勝手なことを事実として公表するんですか。自分の思つているままでなぜ国会で、本会議で答弁までするんですか。私は、そのことが、総理大臣としてあるいは国会議員として資質が欠けているんじゃないか、こう思わざるを得ないわけです。だから、もう一度この委員会に小泉総理大臣に出ていただきて、しっかりと御本人からの御答弁をお聞きをしたい。

また、一昨日、委員会で自らは公表されませんでしたけれども、時間帯で飯島秘書官が報道機関の皆さん方に、報道の記者の方々に、社会保険庁のいわゆる被保険者記録の照会回答票という公的な文書をマスコミの皆さんには公表されました。しかし、この委員会、国会に對しては公表しない。それは与党の皆さん方が公表しないんだということでお抵抗しておられるわけだけれども、マスコミを通じて公表されているものが国会に公表されないということは、これは国会の権威にもかかわる話でござりますので、これはやはりこの委員会にきちっと出していただきたい。

もう一度やはり小泉総理大臣に来ていただきて、御自身どういう人生を歩んできたのか、一体二十歳のときには予備校だったのか学生だったのか、そういう話もしつかりと/oridaかないと、これは一国の総理大臣、日本の国として恥に

ただきたいと思いますので、お願ひいたします。
委員長。

○委員長(国井正幸君) この問題につきましては、先刻の理事会から協議中でありますが、ただいまの山本委員の御発言について、後刻、理事会で再度協議させていただきます。

○山本孝史君 非常にまじめな国井委員長です。では、私は信頼申し上げております。

これはやはり委員会、国会の権威にかかる話ですでの、うその答弁をしていてそのまま素通りしてしまうということは、これは許されない。本人が思い違いであったとおっしゃるか、あるいは自分たちの記録が間違いであつたとおっしゃるか、それはいろいろあるでしょう。しかしながら、それはやっぱり国会という公的な場で、ここでやつぱりやつていただかない、私は本来審議をするべきじゃないと思っておりますが、止まつているとずっと止まりますのでといって理事に怒られますけれども。

もう一度ちゃんと環境を整備するということとも、大臣、私はあなたのお仕事だと思う。この委員会審議がちゃんときちんと本来のところで議論ができるようにすることも、私は、小泉さんを来ていただけるということについて、坂口さんも閣僚の一人としてきっちりと対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) これは委員会の取り仕切りの話でございますから、委員長中心になつていろいろと御議論をいただいて結論を出していただきたいというふうに存じます。私も、その御議論をいただきましたら、それに従つてしまふりと總理にも申し上げたいというふうに思います。

○山本孝史君 内閣の一員として、この法律を所管しておられる、あるいは内閣全体でお出しになつておられるんだから、国会というものがこんなに汚されていくということについて私はきつとしめた対応をしていただきたいと思うし、どこか外で出ていくよりも後で国会に対してもその公的な文書

表しているとすれば、それは秘書官の資質の問題だし、そのことについて御本人が訂正されないのならば、これは御本人への問題だと思つていま

なります。そういう思いで、私は必ずそうしていただきたいと思いますので、お願ひいたします、委員長。

○委員長(国井正幸君)は、先刻の理事会から

この問題につきまして
協議中でありますが、ただ

で再度協議さ

としていただきます。

○山本孝史君 非常に
で、私は信頼申し上げ

ましめな国井委員長ですの
ております。

が出てくるということだけはやつぱりやめていた

だきたいと思います。でないと国会の権威にかかる。

もう一点、私はやはり、今日お二人の副大臣をお越しをいただきましたけれども、私は両副大臣ともに国会への答弁姿勢は極めて問題だと思つております。未納の問題が大きくなつて、担当の副大臣として確認しようと、自ら自分の記録がどうなつてあるかということを確認しようと思われなかつたということが私にとっては信じられません。お二人ともずうつと後になつて、人から言われて、とうとうやらなきやいけなくなつて初めて自分で記録を確認した。これが法案を出している厚生省の担当副大臣の姿でいいんだろうか、そう思います。

谷畠副大臣に御質問をしたいと思います。

私はあなたと同じ選挙区で、選挙も戦つた仲です。この間飛行場でお会いをしたときに、あなたの年金大丈夫ですかとアドバイスもさせていたきましたが、しかしながら私は記者会見で、安倍幹事長に言われて五月七日に調べた、こうおっしゃいました。なぜそれまでに早く調べようとは思われなかつたのか、このことについてお答えください。

○副大臣(谷畠孝君) 私の年金問題、過日答弁をさせていただきましたように、基本的には、大学卒業して、それ以後、公務員の共済年金、そして厚生年金にずっと入つておりまして、ちょうど参議院に四十二歳で、四十二歳で参議院議員に当選させていただいて、厚生年金からいつも年引きをされておるということの中で、私の認識不足の中でそのときの切替えができなかつた、それが五年十一か月でございました。

その後、年金をお払いをしてもらつてゐるわけありますけれども、そのことについて五月の七日に安倍幹事長の方から両議院の所属議員に対して、いわゆる自己責任の中で、いわゆる調べるあるいは発表をする人はするなりということで指導がございましたので、私、そういう立場

の中で五月の七日に社会保険庁へ照会をさせていただいて、そして五月の十七日に私自身、記者会見、再度させていただいたわけであります。

御存じのように、私も、副大臣としての責任と、いうのについては、もうこれは十分、一日もこの問題について忘れる事はないわけでして、いつも自分を責めてもおりますし、なぜそのときに、振り返つてみましら、厚生年金から切替えのとき、平成九年度からは通知があるわけですがれども、私たちのときには通知がないということもありまして、そういう意味では、私自身ももう少し早く公表をすべきであつたと思しますけれども、私自身としましても、委員会なりで質問なりでいろいろとそういう、時期というのを、そういうことの中で発表をしたかったわけであります。

○山本孝史君 だから、何で五月七日まで調べなかつたのかと。

○副大臣(谷畠孝君) いやいや、それについては、私自身陳謝をしておりますように、五月七日には、そういう一つのきっかけの中で調べさせていた

○山本孝史君 だから、先ほどの大臣の御答弁だと、もう四月の間には、森副大臣には、あなたにだいたいということでお答えしています。

○副大臣(谷畠孝君) いやいや、それについては、私自身としましても、委員会なりで質問なりで決して自分自身がそういう問題から逃げたり、ああだこうだという、そういう気持ちはもう全くなかつたわけでありますけれども、いずれにしましても、五月の七日に安倍幹事長の両議院に対する通達ということの中で、私自身、その流れの中で記者会見をさせていただいたと、こういうことでございます。決して反省していないといふう、そんなわけじゃなくて、ずっとそのことについては心を痛めておつたわけでございます。

○山本孝史君 違うよ。四月二十八日に既に向こ

う側で、衆議院で強行採決になる、あるいは三月の二十三日の江角さんのところから未納の問題と

いうのは非常に大きな問題になつてきたじゃないか。

あなた、担当副大臣の御質問をさせていただ

ります。未納の問題では、私はその以前の

ことについても分かつておりますし、ちゃんと今

振り返つてみましら、厚生年金から切替えのとき、平成九年度からは通知があるわけですがれども、私自身としましても、委員会なりで質問なりでいろいろとそういう、時期というのを、そういうことの中で発表をしたかったわけであります。

○山本孝史君 だから、先ほどの大臣の御答弁だと、もう四月の間には、森副大臣には、あなたにだいたいということでお答えしています。

○副大臣(谷畠孝君) いやいや、それについては、私自身としましても、委員会なりで質問なりで決して自分自身がそういう問題から逃げたり、ああだこうだという、そういう気持ちはもう全くなかつたわけでありますけれども、いずれにしましても、五月の七日に安倍幹事長の両議院に対する通達ということの中で、私自身、その流れの中で記者会見をさせていただいたと、こういうことでございます。決して反省していないといふう、そんなわけじゃなくて、ずっとそのことについては心を痛めておつたわけでございます。

○山本孝史君 違うよ。四月二十八日に既に向こ

う側で、衆議院で強行採決になる、あるいは三月の二十三日の江角さんのところから未納の問題と

いうのは非常に大きな問題になつてきたじゃないか。

あなた、担当副大臣なんだろう。自分で法律、

あんたは労働担当かもしれないけれども、年金は労働と非常に強いだろう。そういう中で、自分の年金問題がどうなつてあるんだとかということ

を、安倍幹事長に言われなきや、あんた調べない

言つたとおつしやつたじやないの。あんた、大臣だから坂口さんも、さつき坂口大臣は両副大臣

たわけ。五月七日に党の幹事長から言われて初めて調べたわけ。

○副大臣(谷畠孝君) 私にとりましては、この件について私は私なりで、発表する時期については私自身の流れの中でしたいと思っております。

調べた時期は五月七日でございます。

○山本孝史君 だから、何で五月七日まで調べなかつたのかと。

○副大臣(谷畠孝君) いやいや、それについては、私自身としましても、委員会なりで質問なりで決して自分自身がそういう問題から逃げたり、ああだこうだという、そういう気持ちはもう全くなかつたわけでありますけれども、いずれにしましても、五月の七日に安倍幹事長の両議院に対する通達ということの中で、私自身、その流れの中で記者会見をさせていただいたと、こういうことでございます。決して反省していないといふう、そんなわけじゃなくて、ずっとそのことについては心を痛めておつたわけでございます。

○山本孝史君 だから、先ほどの大臣の御答弁だと、もう四月の間には、森副大臣には、あなたにだいたいということでお答えしています。

○副大臣(谷畠孝君) いやいや、それについては、私自身としましても、委員会なりで質問なりで決して自分自身がそういう問題から逃げたり、ああだこうだという、そういう気持ちはもう全くなかつたわけでありますけれども、いずれにしましても、五月の七日に安倍幹事長の両議院に対する通達ということの中で、私自身、その流れの中で記者会見をさせていただいたと、こういうことでございます。決して反省していないといふう、そんなわけじゃなくて、ずっとそのことについては心を痛めておつたわけでございます。

○山本孝史君 違うよ。四月二十八日に既に向こ

う側で、衆議院で強行採決になる、あるいは三月の二十三日の江角さんのところから未納の問題と

いうのは非常に大きな問題になつてきたじゃないか。

あなた、担当副大臣の御質問をさせていただ

ります。未納の問題では、私はその以前の

ことについても分かつておりますし、ちゃんと今

振り返つてみましら、厚生年金から切替えのとき、平成九年度からは通知があるわけですがれども、私自身としましても、委員会なりで質問なりで決して自分自身がそういう問題から逃げたり、ああだこうだという、そういう気持ちはもう全くなかつたわけでありますけれども、いずれにしましても、五月の七日に安倍幹事長の両議院に対する通達

ということの中で、私自身、その流れの中で記者会見をさせていただいたと、こういうことでございます。決して反省していないといふう、そんなわけじゃなくて、ずっとそのことについては心を痛めておつたわけでございます。

○山本孝史君 違うよ。四月二十八日に既に向こ

う側で、衆議院で強行採決になる、あるいは三月の二十三日の江角さんのところから未納の問題と

いうのは非常に大きな問題になつてきたじゃないか。

あなた、担当副大臣なんだろう。自分で法律、

あんたは労働担当かもしれないけれども、年金は労働と非常に強いだろう。そういう中で、自分の年金問題がどうなつてあるんだとかということ

を、安倍幹事長に言われなきや、あんた調べない

言つたとおつしやつたじやないの。あんた、大臣だから坂口さんも、さつき坂口大臣は両副大臣

いの。

○副大臣(谷畠孝君) 記者会見の場合は、民主党さんの場合もそうでありましたし、皆それぞれのいわゆる発表の基準といいましょうか、国会議員になってからの期間の発表ということでございま

したから、私はあくまでもそういうことの状況でさしてもらつてゐるわけで、私自身はその以前のことについても分かつておりますし、ちゃんと今

も発言しましたし、前回の委員会の場におきましても、大学を卒業してからずっと年金を払つておりますと、こういうふうに答えておるわけでございまして、記者会見の場合は、そういう状況でありますので、そういう状況に合わせて話をさしていただきたいと、こういうことでございます。

○山本孝史君 私、やつぱり副大臣として、だからあなた、だから大臣の言つていることを無視して、自分は大丈夫だとかつて言いながら、党の幹事長から言われて初めて調べるわけでしょ

う。それが普通の大臣だとかほかの一般の委員だから。あなた、だから大臣の言つていることを無視して、自分は大丈夫だとかつて言いながら、党の幹事長から言われて初めて調べるわけでしょ

う。それが普通の大蔵だとかほかの一般の委員だから。あなた、だから大臣の言つていることを無視して、自分は大丈夫だとかつて言いながら、党の幹事長から言われて初めて調べるわけでしょ

からないとかつておっしゃっていたけれども、記者会見では念を入れて社会保険庁で調べたと、おおっしゃっているわけです。これ、どうやって調べたんですか。だれかに頼んだですか、あなた自身、社会保険事務所に行かれたんですか。

○副大臣(森英介君) 私はいつ調べたか分からぬといふことは申し上げおりませんで、四月十四日に馬淵澄夫衆議院議員から御質問がありまして、それで、それに先立つて社会保険庁に依頼をして、私が依頼をして調べました。

○山本孝史君 あなたの自身が依頼をしたというのはどうしたの。江角さんの事件があつて二、三週間後だからいろいろおっしゃっているわけね。

○副大臣(森英介君) 後者であります。後者つまり秘書官に要請をして調べました。

○山本孝史君 いつごろ分かつたんですかといふ話に、江角さんの事件があつて二、三週間後だからいろいろおっしゃっているわけね。

○副大臣(森英介君) 後者であります。後者、つまり秘書官に要請をして調べました。

○山本孝史君 いつごろ分かつたんですかといふ話に、江角さんの事件があつて二、三週間後だからいろいろおっしゃっているわけね。

○副大臣(森英介君) あなた自身が依頼をしたというのはどうしたの。江角さんの事件があつて二、三週間後だからいろいろおっしゃっているわけね。

○副大臣(森英介君) あなた自身が依頼をしたというのはどうしたの。江角さんの事件があつて二、三週間後だからいろいろおっしゃっているわけね。

○副大臣(森英介君) あなた自身が依頼をしたというのはどうしたの。江角さんの事件があつて二、三週間後だからいろいろおっしゃっているわけね。

○副大臣(森英介君) あなた自身が依頼をしたというのはどうしたの。江角さんの事件があつて二、三週間後だからいろいろおっしゃっているわけね。

○副大臣(森英介君) それはそうです。ちょっとお待ちください。私は、江角マキコさんの事件が発覚して直ちに、これはあればすぐれども、私の家内にどうなつてあるんだろうかと、私の場合は。そうしたら、ちゃんと払っているから大丈夫よと言ふんでほつとしたんですね。

○副大臣(森英介君) それはそうです。

○副大臣(森英介君) ちよつとお待ちください。私は、江角マキコさんの事件が発覚して直ちに、これはあればすぐれども、私の家内にどうなつてあるんだろうかと、私の場合は。そうしたら、ちゃんと払っているから大丈夫よと言ふんでほつとしたんですね。されども、それでなお念を入れて社会保険庁で調べたのが四月の中旬でございます。

○山本孝史君 あなたの事務方というのはどなたですか。

○副大臣(森英介君) 後ろにいます。

○山本孝史君 あなたの秘書官というのは、あなたが頼んだ人というのはだれ。

○副大臣(森英介君) 私の、副大臣の秘書官でござります。

○山本孝史君 その副大臣の秘書官はそのことを大臣に伝えたのかどうか、そこで聞いてくださいませんか。

○副大臣(森英介君) それはやつぱりあくまでも私の個人の問題ですから、私の秘書官が大臣に報告する義務も、そのいわれもないというふうに私は思います。

○山本孝史君 ジヤ、再度聞きます。

あなたは大臣にいつ報告したんですか。

○副大臣(森英介君) それは先ほど申し上げたように、いつ報告したかというのははつきり覚えていないんですけども、最終的には五月に入つてからですけれども、その途中で、私としてはこういふことがあります。

私は、あなたに議員を辞職しろなんて言つてないんです。しかしながら、本当に副大臣としてその任にあつていいんだろうか。これから先いろんな法案が、谷畠さんもそうだけれども、森さんもそうだけれども、あなたたちは人間的にはいい人だと私は思います。しかしながら、副大臣という職に就いてる人として、私はこれから先、あなたたちの答弁を聞くわけにはいかないと思ってます。

やつぱり、議員が公表しないで賛成票を本会議で投じてということ自体が僕はやつぱりおかしいと思うんですよ。そこはやつぱり、みんなはいろいろあるから、でも発表して、そしてその答弁するなりしないと、やつぱり、こんな法案ときつ申し上げたように、みんなが未納で、出した人た

さつきおっしゃったんで、僕ら普通の感覚でいくと、五月、連休中だから、あなたたち、どこで会つてゐるのか知らないけれども、五月の連休明けにいろいろ御報告されたのもしれない。

しかし、これだけの大事な問題になつていて、しかも、あなたはずっと国会で答弁してきたのよ、副大臣として。自分はそれを知りつつ、自分が未納であるということをいつ見計らつて公表しようかと思いつつ答弁してきたわけでしょう。

○國務大臣(坂口力君) 先日、選挙のあつたばかりでございますが、我々国会に籍を置きますが、國務大臣(坂口力君) それは思ひますか。

の姿勢つて、僕たち、じゃ何だつたんですかと思うわけ。

そのときは都合が悪いからといって答弁しないで、後になつて、あれは審議に影響しますから私は答弁ませんでしたと、しかし、法案が成立した後、実は私、こうでしたと、こういう態度になりましたですかと私は思うわけ。

そんな副大臣の、私、答弁を信用して聞いているわけにかないんです。そんな国会であつてはいけないんですよ、やつぱり。国会というところはいろんなことがあるから、しかしそこはちゃんと公表して、謝罪をして、しかし、その後どうするかは、それぞれの人が自分の立場を考えるのかもしれません。

何か、やつぱり立場というか、自分たちの立つている場所を忘れてるんじゃないかと思うんです。そういう意味において、自分の年金額も知らない、自分の年金どうなつてあるかも分からないます。まさに年金の審議に参加するというのはどうかとも思ひます。

だから、私は、あなたたち二人には、申し訳なけれども、ここにいてほしくないので、済みません、退席してください。森副大臣と谷畠副大臣、退席してください。私はあなたにもう質問しないで。あなたたち、ここにいる必要性ないんだ

だと私は思ひます。しかしながら、副大臣という職に就いてる人として、私はこれから先、あなたたちの答弁を聞くわけにはいかないと思ってます。

私は、あなたに議員を辞職しろなんて言つてないんです。しかしながら、本当に副大臣としてその任にあつていいんだろうか。これから先いろんな法案が、谷畠さんもそうだけれども、森さんもそうだけれども、あなたたちは人間的にはいい人だと私は思ひます。しかしながら、副大臣という職に就いてる人として、私はこれから先、あなたたちの答弁を聞くわけにはいかないと思ってます。

やつぱり、議員が公表しないで賛成票を本会議で投じてということ自体が僕はやつぱりおかしいと思うんですよ。そこはやつぱり、みんなはいろいろあるから、でも発表して、そしてその答弁するなりしないと、やつぱり、こんな法案ときつ申し上げたように、みんなが未納で、出した人た

さつきおっしゃったんで、僕ら普通の感覚でいくと、五月、連休中だから、あなたたち、どこで会つてゐるのか知らないけれども、五月の連休明けにいろいろ御報告されたのもしれない。

しかし、これだけの大事な問題になつていて、しかも、あなたはずっと国会で答弁してきたのよ、副大臣として。自分はそれを知りつつ、自分が未納であるということをいつ見計らつて公表しようかと思いつつ答弁してきたわけでしょう。

○委員長(國井正幸君) いや、これにつきましては、大臣を補佐してこれまでも両副大臣、国会に出席をしていただいておりますので、このまま質問者が呼んでないんだから、もう終わつたから、あなたたち、仕事が忙しいから出でていつていよ。

委員長、あの二人に退席を私は求めます。質問者が呼んでないんだから、もう終わつたから、あなたたち、仕事が忙しいから出でていつていよ。

(速記中止)

○委員長(國井正幸君) 速記を起こして。

○山本孝史君 では、失礼をいたしました。御答弁はいたしましたので、私はもうお二人に質問を受け、それからこの法案を審議すること

が私は一番正しい道だと思いますが、坂口厚生大臣はどう思われますか。

○國務大臣(坂口力君) 先日、選挙のあつたばかりでございますが、我々国会に籍を置きますが、國務大臣(坂口力君) それは思ひますか。

それぞれの過去につきましてやはり明確にすることは大事でございますし、山本議員がおっしゃる趣旨というのは私も十分に理解できるところでございます。

○山本孝史君 こんな状態で法案通して、国民の方に十四年間連続の保険料引上げをお願いする。それで何か、よりによつて与党の皆さん方は、国會議員もこれからまだ追納できるようになります。

何か、やつぱり立場というか、自分たちの立つている場所を忘れてるんじゃないかと思うんです。そういう意味において、自分の年金額も知らない、自分の年金どうなつてあるかも分からないます。まさに年金の審議に参加するというのはどうかとも思ひます。

だから、私は、あなたたち二人には、申し訳なけれども、ここにいてほしくないので、済みません、退席してください。森副大臣と谷畠副大臣、退席してください。私はあなたにもう質問しないで。あなたたち、ここにいる必要性ないんだ

だと私は思ひます。しかしながら、副大臣という職に就いてる人として、私はこれから先、あなたたちの答弁を聞くわけにはいかないと思ってます。

私は、あなたに議員を辞職しろなんて言つてないんです。しかしながら、本当に副大臣としてその任にあつていいんだろうか。これから先いろんな法案が、谷畠さんもそうだけれども、森さんもそうだけれども、あなたたちは人間的にはいい人だと私は思ひます。しかしながら、副大臣という職に就いてる人として、私はこれから先、あなたたちの答弁を聞くわけにはいかないと思ってます。

やつぱり、議員が公表しないで賛成票を本会議で投じてということ自体が僕はやつぱりおかしいと思うんですよ。そこはやつぱり、みんなはいろいろあるから、でも発表して、そしてその答弁するなりしないと、やつぱり、こんな法案ときつ申し上げたように、みんなが未納で、出した人た

さつきおっしゃったんで、僕ら普通の感覚でいくと、五月、連休中だから、あなたたち、どこで会つてゐるのか知らないけれども、五月の連休明けにいろいろ御報告されたのもしれない。

しかし、これだけの大事な問題になつていて、しかも、あなたはずっと国会で答弁してきたのよ、副大臣として。自分はそれを知りつつ、自分が未納であるということをいつ見計らつて公表しようかと思いつつ答弁してきたわけでしょう。

○委員長(國井正幸君) いや、これにつきましては、大臣を補佐してこれまでも両副大臣、国会に出席をしていただいておりますので、このまま質問者が呼んでないんだから、もう終わつたから、あなたたち、仕事が忙しいから出でていつていよ。

委員長、あの二人に退席を私は求めます。質問者が呼んでないんだから、もう終わつたから、あなたたち、仕事が忙しいから出でていつていよ。

(速記中止)

○委員長(國井正幸君) 速記を起こして。

○山本孝史君 では、失礼をいたしました。御答弁はいたしましたので、私はもうお二人に質問を受け、それからこの法案を審議すること

が私は一番正しい道だと思いますが、坂口厚生大臣はどう思われますか。

○國務大臣(坂口力君) 先日、選挙のあつたばかりでございますが、我々国会に籍を置きますが、國務大臣(坂口力君) それは思ひますか。

○山本孝史君 それぐらいに私、腹を立ててているということです、本当に。悲しい思いがします、この国会は。未納で騒いでいるのではありません。みんなに未納は起きたと思います。しかしながら、それに対してきっちりと対応して国会という権威をみんなで守つていかないと、本当に国民が投票に行かないし、政治というものに対して信頼しないし、年金法案というものに対してもがこれで納得して保険料を払うということに私はならないと思うんです。その意味で、やっぱりきつとしたことをやらなきゃいけない。それは一つ一つ節目を付けて、公表するとか謝罪するとか、あるいはきちっとした大臣の指示を受けてやるとか、そういうことをやってほしいと思いまます。

本論です。給付水準の低下の問題について、大臣とここで会話を交わさせていただきたいと思います。

もう既に明らかになつていますように、給付水準の五〇%維持という問題ですけれども、これは六十五歳の支給開始時だけだという話はもう御承知のとおりでございます。最初のころ、今の早い人たち、早く受ける人たちはマクロ経済スライドが余り掛かっていませんので、五〇%台をずっと維持していくことができますけれども、これから先、若い人、将来受ける人、確かに受け始めのときは五〇%ではありますけれども、そこから先はこの賃金スライドが掛かっておりませんので、物価スライドでその価値は維持をされますけれども、賃金の方の、いわゆる働いている人たちの賃金は上がっていくものを、年金生活者の方にはそれを反映させないという仕組みを取つていますから、当然のごとくに給付水準は下がっていくわけです。

このことについて、五〇%を維持する、維持するということだけが余りにも声高に叫ばれ過ぎているのではないか。そのことについてもとときつと説明をした方がいいと思うんです。そのことは自民党と公明党の方たちがお作りになつ

た、「これが私たちの考える「暮らせる年金」です」というパンフレット。今年の四月にこういうパンフレットをお作りになつていますが、このパンフレットの中にも、「モデル世帯の受け取る厚生年金は、現役世代の給料の五〇%以上を確保します」と、こう書いてあるんですね。こう書いてあるだけなんです、実は。こういうふうに読むと、必ず現役世代の給料の五〇%以上をずっともらえるんだなと、こう思うわけです。

政治的にはそうおっしゃりたいことは理解をするが、しかし、政治のメッセージと、政策としては國民に正しい年金に関する情報を伝えるということは、これは違いますから、こういうミスリードをされたのではやっぱり私は困ると思うんです。これはやっぱり意図的な私は説明不足じゃないだろか、説明を回避しておられると思うんです。

五年前の平成十一年の前回の年金法の改正のところは、これは五〇%維持という問題ですけれども、これは六十歳の支給開始時だけだという話はもう御承認のとおりでございます。最初のころ、今の早い人たち、早く受ける人たちはマクロ経済スライドが余り掛かっていませんので、五〇%台をずっと維持していくことができますけれども、これから先、若い人、将来受ける人、確かに受け始めのときは五〇%ではありますけれども、そこから先はこの賃金スライドが掛かっておりませんので、物価スライドでその価値は維持をされますけれども、賃金の方の、いわゆる働いている人たちの賃

金は上がっていくものを、年金生活者の方にはそれを反映させないということについてもとときつと説明をした方がいいと思うんです。そのことは自民党の皆さん方は六割を維持するというのが合意文書だつたんですね。五年たたないうちに、これが今度は五割を維持するというふうにがたつと下がつてしまつたわけです。これを信用しるというのではなく無理がある。しかも、附則で国庫負担率を五割にするとおっしゃつたわけだけれども、これもほどにされてしまつて。年金不信をこの間、五年間で与党の皆さん方が増幅させられただと私は思つているんで。様々な状況があつたことは理解をしますが、結果として、政府が約束したことは何も守られていないという思いで年金額は下げませんというこの表現も、意図的な説明回避です。これは予算委員会で私が御指摘申し上げたとおりで、問題は、年金の名目額ではなくて、購買力、実質的な価値がどれだけあるか

た、「これが私たちの考える「暮らせる年金」です」というパンフレット。今年の四月にこういうパンフレットをお作りになつていますが、このパンフレットの中にも、「モデル世帯の受け取る厚生年金は、現役世代の給料の五〇%以上を確保します」と、こう書いてあるんですね。こう書いてあるだけなんです、実は。こういうふうに読むと、必ず現役世代の給料の五〇%以上をずっともらえるんだなと、こう思うわけです。

政治的にはそうおっしゃりたいことは理解をするが、しかし、政治のメッセージと、政策としては國民に正しい年金に関する情報を伝えるというこ

とは、これは違いますから、こういうミスリードをされたのではやっぱり私は困ると思うんです。これはやつぱり意図的な私は説明不足じゃないだろか、説明を回避しておられると思うんです。

五年前の平成十一年の前回の年金法の改正のところは、これは五〇%維持という問題ですけれども、これは六十歳の支給開始時だけだという話はもう御承認のとおりでございます。最初のころ、今の早い人たち、早く受ける人たちはマクロ経済スライドが余り掛かっていませんので、五〇%台をずっと維持していくことができますけれども、これから先、若い人、将来受ける人、確かに受け始めのときは五〇%ではありますけれども、そこから先はこの賃金スライドが掛かっておりませんので、物価スライドでその価値は維持をされますけれども、賃金の方の、いわゆる働いている人たちの賃金は上がっていくものを、年金生活者の方にはそれを反映させないということについてもとときつと説明をした方がいいと思うんです。そのことは自民党の皆さん方は六割を維持するというのが合意文書だつたんですね。五年たたないうちに、これが今度は五割を維持するというふうにがたつと下がつてしまつたわけです。これを信用しるというのではなく無理がある。しかも、附則で国庫負担率を五割にするとおっしゃつたわけだけれども、これもほどにされてしまつて。年金不信をこの間、五年間で与党の皆さん方が増幅させられただと私は思つているんで。様々な状況があつたことは理解をしますが、結果として、政府が約束したことは何も守られていないという思いで年金額は下げませんというこの表現も、意図的な説明回避です。これは予算委員会で私が御指摘申し上げたとおりで、問題は、年金の名目額ではなくて、購買力、実質的な価値がどれだけあるか

た、「これが私たちの考える「暮らせる年金」です」というパンフレット。今年の四月にこういうパンフレットをお作りになつていますが、このパンフレットの中にも、「モデル世帯の受け取る厚生年金は、現役世代の給料の五〇%以上を確保します」と、こう書いてあるんですね。こう書いてあるだけなんです、実は。こういうふうに読むと、必ず現役世代の給料の五〇%以上をずっともらえるんだなと、こう思うわけです。

政治的にはそうおっしゃりたいことは理解をするが、しかし、政治のメッセージと、政策としては國民に正しい年金に関する情報を伝えるというこ

も、実質的な価値は、受け始めるときにはもう既にマクロ経済スライドで下がっているということをしっかりと御説明をされるべきだと私は思いました。でないと、老後に備えられないから、プランが立てられないでの、そう思いました。

それから、少子化が進行する、一・三二というのがどこまで行くかですけれども、これがもし下がるとすると、この間の御答弁は、調整期間を延長しますと、こうおっしゃったわけですね。調整期間を延長するということは、給付水準が一層低下するということです。

○國務大臣(坂口力君) 延長するということは、そういういたしますと、その調整期間がより後にずれるということになるというふうに思います。あ、ちょっと、よろしいか。

○山本孝史君

違うでしょう。違うんですよ。

○政府参考人(吉武民樹君) 五〇%のところでござりますが、御案内のとおり、法律の中に基本的には五〇%を確保するものとするという原則が書いてござります。

しかし、先生がおっしゃいましたように、例え少子化が非常に進行しますと、大体通常、直前の財政検証の際にその先の状態が大体見えてまいります。あるいはもうちょっと前から見えるかもしれません。それで、その際には、今申し上げましたスライド調整を例えやめる、あるいはスライド調整の比率を小さくするということによって、五〇%より低下しないようになります。一つの基本でございます。

しかし、そうしますと、また給付と負担の関係がトータルで中長期的にバランスを取ることが難しくなってまいりますので、そこについてはそういう措置を取つた上で検討していくというのが基本的な考え方でございまして、これはもちろん二〇二〇年あるいは二五年ぐらゐのその時点における日本経済あるいは日本の社会あるいは少子化も含めまして、将来、じゃそこで本当に下がりつ放しでずっと下がっていくのか、二〇二〇年になりますとまたそれから三十年、四十年、五十年とい

うことになつてまいりますが、そういうことを総合的に御検討いただくことになりますが、基本的な構造は今申し上げたようなことを法律の中に入り込ませていただいております。ですから、大臣がおっしゃった趣旨は、調整幅を小さくすると。

○山本孝史君 この話、元々無理があるのは、やっぱり給付水準も五〇で固定したい、六十五歳の受給時に、保険料率も一八・三で上限で固定したい、この中でどう収めるか。ずっとこの間の大臣の御答弁は、少子化を一・三九を超えるところまでいきたい、そういう政策を打てばこの幅に収まりますからという話は、これは政策次第なんですね。政策次第ということは、今まで何やつてきたかというと、政策が全部失敗してきたという保証はどこにもないわけです。

だから、私たち申し上げたのは、その数字の話でやるとなかなか難しいので、制度を変えたらこの話はちゃんと落ち着くじゃないかと、こう申し上げたわけだけれども、しかしながら、

後ろで首ひねるな。どうやってこの間を調整をしていくのかと、いうときに、もしその数字を守ろうとすると、例え六十五歳支給じゃなくて六十七歳支給にするとか、一八・三とそれからこの五〇というものの数字を変えないと、ほかのところの数字を変えたりして合わせるという話になつてくるわけですね。そういうことがやっぱりこれまで問題が起きてくるので、そもそもに

おいてこの話は無理がある。

今日言いたいことは、それと同時に、やっぱりこの基礎年金というものをなぜマクロ経済スライドの対象にするんですかというの私にはよく分からないのです。これがやっぱり最大の問題だと思つてます。(資料提示)

夫婦二人分で十三万円と言つてますでしょ。それで、元々基礎年金制度を、国民年金とか

基礎年金制度を作つたとき、基礎年金の六十一年作つたときに、それを幾らでスタートするかといふ五万円でスタートしたと。それは何だつたかと云ふと、食料とか住居とか光熱費だとかと中で、それが五万円弱だつたから、五万円、いろいろ生活実態調査とか考えて五万円という数字でスタートしたわけですね。

だけれども、今、夫婦二人としても、夫婦二人でカバーしているものはようやく医療費だとか交通通信費のこの辺ぐらいまで、これ消費実態調査だからいろんな数字の見方はありますけれども、ここまでなんですね。これ一五%給付水準カットするわけでしょう。ということは、これが実質的な価値としては、ここは物価で上がつていても

すよね。ということは、カバーできる範囲が狭まつてくるという、こういう理解だと私は思うんですけど、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○國務大臣(坂口力君) そこも先ほど申し上げましたように、四十七、八歳以下の皆さん方のこところは物価の上昇に合わせてこれは上がりますから、そこはそういうことは物価に合わせていきますけれども、それまでのところは特に物価を抑えていますから影響が出る。だから、一五%下がる、それによる影響が受けるということは御指摘のとおりでございます。

○山本孝史君 そこなんですよ。だからね、結局、実はだからマクロ経済スライドが、さつき御退席をいただきました森副大臣がいみじくもおっしゃいましたけれども、加入者全体を考えてマクロ経済スライドを考えたと、こうおっしゃったわけですね。(資料提示)

マクロ経済スライドをこの年金制度の中でいけば、本来はこの厚生年金とか給付水準という話は、基本的に、あるいは、ごめんなさい、所得代替は

率という話は本来はこの厚生年金、共済年金の話ですね。だから、ここ二階の部分に付いている部分を含めてどうするかという話であつて、ところが、マクロ経済スライド、この一階部分全體にも掛かってきますので、この部分の下がり方が厳しいと、本来の基礎年金という表現にあるよう、高齢者の基礎的な生活費を賄うと言つて、いるものが賄えなくなつてくるのではないですかと、こう申し上げているわけです。

なおかつ、ここにこの非消費支出という税金とか保険料の負担というのが出てくると。これから先は、大臣、もう高齢者自身にも負担を求めていかざるを得ないと、こうおっしゃつていてるわけですね。介護保険料も今まで上がるわけですね。そうすると、生活していく中において、この部分での賄いの部分が非常に厳しくなる

私、さつき申し上げましたような年金額が想定されるわけだけれども、それは自分の年金額であつて、そこに私のパートナー、家内の基礎年金部分が含まれてくれればという話になるんだけれども、女性の方は遺族年金があるかもしれないと思ふけれども、そうすると、生活していく中において、この部分での賄いの部分が非常に厳しくなる

私、さつき申し上げましたような年金額が想定されるわけだけれども、それは自分の年金額であつて、そこに私のパートナー、家内の基礎年金部分が含まれてくれればという話になるんだけれども、女性の方は遺族年金があるかもしれないと思ふけれども、それまでのところは特に物価を抑えていますから影響が出る。だから、一五%下がる、それによる影響が受けるということは御指摘のとおりでございます。

○山本孝史君 そこなんですよ。だからね、結局、確かに食費は減るでしょう。しかし、住居費などあるいは水光熱費だとか、そんなに減つてこないんじやないだろかと思うんです。だから、基礎年金の、一人当たりの基礎年金が幾らかということが一番実は年金制度の中の問題であつて、そのことをしっかりと議論しないと駄目なんじやないかと私は思うんです。

そこで、大臣に御質問です。
前回改正のときに附則が付きましたよね、基礎

んだというふうに思つてゐる次第でござります。

○山本孝史君 だから、そこんんですよ。だから、國として公的年金としてどこまではカバーしてあげられますよということはつきりしていれど、それを前提に自分のライフサイクルの中で備えることができるんです。

備えてもらわざるを得ないと、こうおっしゃるのであれば、間違つた情報を流してはいけないんですよ。そのところが幾らになるのか、あるいはそれは下がり得ることもありますよ、五〇%とやつて下がつてきますよ。だから、賃金が上がつてもあなたたちの年金は上がらないといふことになれば、世の中は豊かになつていくけれども、しかし高齢者の生活はそれと同じようには豊かにならないんですよ、こういう話じやないですか。

言うのは厳しい話だけども、そういうふうに言つて、そしてできるだけ早くに年金額を予測して、私も今度こんなものだらうなと思ひながら社会保険事務所で教えていただき、社会保険事務所の女性の方が、申し訳ありません、これだけしかならないんですけれども、こうおっしゃいましてけれども、しかし、十万なら十万ということを想定しながら、あと自分でこれから先といつても、もう五十五でしよう。六十になつて雇つてくれるところがあればいいかもしれないけれども、こんなかさ高い国會議員なんか雇つてくれるところないでしようから。そうすると、これなかなか大変なんですよ、正直なところ、そんな資産家なんぞいませんし。だから、そうやつて考へると、みんなそうだと思うんです。

だから、僕申し上げたのは、この国会の中で余りにもひどい議論だと思つてゐるのは、議員年金がみんなあるから、国民年金とか公的年金に余りにも関心がないんですよ。これ、今回初めて未納のことが議論になつたけれども、五年前のときもみんな未納だつたんですよ、考えてみたら。だから、そういう意味において、自分の年金は何で

あって、自分の年金額が幾らになるかということがあつて初めて初めて、後ろに傍聴に来ておられる皆さん方と同じ視点に立つて、どうやつたら年金は安定するのか、どうやつたら安心してもらえるのかなどという話じゃないですか。そのときにやっぱり一番大切なのは、基礎的な生活費を賄う基礎年金の水準はこれを守るという話だと思いますよ。給付水準の話とか所得代替率の話とかばかりしているけれども、それは厚生年金の話であつて、そうじゃないんです、やっぱり基礎年金なんです。

基礎年金の、大臣さんがもうちょっと数分やらしてくれると言うからちょっとお許しをいただいて、次の機会があれば一元化の議論をしたいんですけどもね。要は、一元化一元化と言うときに、大臣がお考えになる一元化と私が考へている一元化は多分違うと思うんで、まずは、大臣の考へておられる一元化とは何ですか、まずお聞かせください。

○國務大臣坂口力君 違う。違つたら、違つたところを後で言つてください。私はそう理解をいたしておりますが、この一元化をいたしますときには、その二階部分をどう作るかという話だと私は思つております。そういうふうに私は理解をしております。

○山本孝史君 そういう理解だということを承知しながら、その理解と私の理解が違うんだというふうに、厚生年金とか共済年金のこの部分、二階の部分を持つておられる一元化、ここに、厚生年金とか共済年金のこの部分、二階の部分を持つておられる一元化とは何ですか、まずお聞かせください。

私がまず申し上げておる一元化は、この基礎年金、国民年金なんですね。国民年金という全員が加入する年金制度、この間の本会議でも申し上げましたけれども、サラリーマンは厚生年金に入つておるというけれども、実は厚生年金と国民年金と両方に入つておるわけですね。全員がこの国民年金制度に入つておる。しかし、働き方によつて一号、二号、三号というふうに分けられておる、こういう理解ですね。

それで、大臣この間からおっしゃつておるようになつて、一元化、基礎年金は既に一元化が実現したところを、これを一元化していく。各国民年金と、それから厚生年金、共済年金、共通部分を作つていくというようなことが今までの一元化としてやられてきたことであります。

今後の一元化の問題としては、共済年金と厚生年金の一元化の話があると思います。今日御指摘をいただいたとおりだというふうに思つております。

それに加えて、今度は国民年金と厚生年金との間の一元化をすれば、現在国民年金にお入りになつておる皆さんの自営業者の中にももう少し豊かな年金が確保できるではないかと、こういう御意見だと思うんですね、山本さんの御主張に

なつてゐるのは、だから……

○山本孝史君 違います。

○國務大臣坂口力君 違う。違つたら、違つたところを後で言つてください。私はそう理解をいたしておりますが、この一元化をいたしますときには、その二階部分をどう作るかという話だと私は思つております。そういうふうに私は理解をしております。

方に入つてゐるんだと。だから、ここは所得に応じた、報酬に応じた定額で払つています、一三・五八。これは一万三千三百円という定額で払つてゐる。この世界の中には所得再分配があるけれども、この世界は所得再分配はほとんどないんです。負担の構造が違うわけですね。この負担の構造を一緒にしたら、一つにしたら、みんなが同じで、みんなが同じ負担をし合うような構造にしようとしないか、そう私は一元化という意味で申し上げておるんです。

二階の部分を付けるというのは、これは自民党の皆さん方が我が党案をけなすためにおっしゃつて、いきなり一三・五八になるのをどうしようかという話をしているわけですね。その次におっしゃつたのは、この部分全部を含めて一つの制度にするかどうかという話をおつしやつておるわけであります。

私がまず申し上げておる一元化は、この基礎年金、国民年金なんですね。国民年金という全員が加入する年金制度、この間の本会議でも申し上げましたけれども、サラリーマンは厚生年金に入つておるというけれども、実は厚生年金と国民年金の在り方として成るものじゃないのかという議論なんですね。まずはこの一階部分のこの負担の構造を同じものにするということが、私は、基礎年金制度の改革の仕上げというか、本来の基礎年金制度の改革の仕上げというか、これが私の一元化なんですが、大臣はそう思いませんか。

○國務大臣坂口力君 今のお話を聞きますと、しかしそうはいりますものの、国民年金のところにも二階部分は作るんですね。最後はそこを作るのかどうかなんですね。

○山本孝史君 それは次の議論なんですね。この上に二階を作るかどうかという話にしても、いずれにしても所得の捕捉はしなきやいけないわけですから、この上に作るかどうかよりは、まずこの一階部分の所得の捕捉をして、これを所得に応じた負担構造にしようじゃないか。これ一三・五八で掛けでいますでしょう。九万八千円から六十二万円で、それぞれ定率で掛かっているじゃないですか。でも、ここに例えれば一千万を超えるような人たちがいても、これ一万三千三百円で済むわけですね。そうじゃなくて、この国民年金、国民年金で言う第一号被保険者の中の所得のある人に同じように負担してもらおうじゃないかと。

元々公明党さんも、昔、基本年金構想を出され
たときに、あるいは六十年前の、基礎年金を作
るときの前の議論として、本来やるならばこの一
階部分も所得比例年金がいいねと言ったんです
よ。ところが、なかなか所得の捕捉が難しいねと
言つて、あるいは自営業者が多いねと言つてきた
わけですね。

になりますその姿というのは分かりました。所得比例負担、所得比例負担と、一言で言つたらそういうことでしようか。お考えになつてゐる御趣旨

○山本寅史君 私、これしかないと思うんです。
それで、繰り返しになりますけれども、所得の
捕捉ができないとかなんとかつておつしやるんな
で、元のままにして、いつの間にかこってらよう。

ところか、今やこの第一号被保険者の実態は、これ自営業者といつても、このうちのかなりの部分はこっちの厚生年金からこぼれてきた人たちであつたり無職の人であつて、本来の自営業者といふのはこの中のほんの一部なんですよ。家族の従業員という方たちはみんな給与所得だから、そういう意味でいけば、皆さん駄目駄目だとおっしゃるんだけれども、その割合は非常に少ないんですよ、今は。

たから、それは一〇〇%の所得の拡張は無理で、一〇〇%の公平さは無理だと思うけれども、そこに向かって一步進んでいって、本来の六十一年改正の元々の議論であつた基礎年金制度の所得比例に近づけていくということにしないと。

私、古川さんが「ずっと」と言いい続けていたのは、所得の捕捉はできないんですけど、こうおっしゃるでしょう。所得の捕捉はできないと言ひながら、片方、所得税掛けているんですから、所得に応じて。ここから先も、介護保険についても国民健康保険についても、

しても所得に応じて払うんだから、やっぱり所得に応じた国民年金制度あるいは一号被保険者制度というものに向かって進んでいくことでないと駄目なのに、皆さん方は、この上に付けて、

「三・五八で、事業主負担もないのは高いものをするのかと、こうおっしゃるから、違うんです。この部分を、だつて「三・五八」のうちの一階部分は五%程度なんですよ。だから、この五%程度の部分と一萬三千三百円の部分を同じ負担構造にするという方向が基礎年金の一元化あるいは一元化の第一歩なんじゃないんですかと、こう言つたら、ここまでいけば理解していただけます。

本論に入つて、少なくともこれ、このままで、未納のまま参議院の本会議、ボタンを押すことだけはやめてほしい。そんなの、国会、恥ですもの、そんなの。だから、副大臣のこともちやんと処遇してくださいと。でないと、毎回毎回言わなきゃいけない。また帰れと言つて怒られるかもしれないけれども。だから、そこはやつぱり大臣にして貰ひ持つて別に巨額を要求する、そん

べきでないといふ数値が七〇%、そして成立させらるべきだというのがわざか一六%であります。毎日新聞でもまた、成立させるべきでないといふのが六二%ということでありまして、毎日新聞の社説五月十八日の社説によりますと、「国民は政府案を見放した」という言葉が書かれております。そして、小泉首相は少なくとも法案を白紙に戻してけじめを付けるべきである、原点に立ち返つて徹底論議が必要だ、まず政治不信を払拭しなければならないと述べているのであります。

お考えか、お尋ねをいたします。

○國務大臣(坂口力君) 私は、この年金問題を考えましたときには、やはり今後の年金問題の一一番大なるところは何か、どこに年金を貯めて今後の年金を保つべきか、そのあたりの問題が問題でした。

○國務大臣坂口力君　最後にお聞きしましたそ
のお話は非常に私もよく理解のできる話でござい
まして、山本議員がお考えになつております案と
いうものを今日私も初めて理解できたように思
います。

副大臣との問題等につきましては、これは過去のことではござりますけれども、大変残念なことであったたというふうに私も思つてゐる次第でござります。しかし、これから先、より議論を深めて

○山本孝史君 一言いい。
ざいます。ただかなければならぬと思つてゐるところです
いただきますためには、両副大臣にも頑張つてい

それは、坂口大臣、あなたの監督責任だし、あなた自身も同罪ですよ、それ。だから、やつぱりそれはここできつちりけじめを付ける、それが私たち国会のやつぱりやるべきことだと再度申し上

げておきます。
ありがとうございます。
○大脇雅子君 山本議員の骨太な議論の後、私は
まず、同じ立場でございますけれども、この法案
というものを成立させるべきかさせるべきでない
のかという新聞の世論調査の数字がござります。
〔委員長退席 理事藤井基之君着席〕
朝日新聞によりますと、この法案は成立させる

ときに、確かに現在の反対意見というのは多い。それは私もよく理解をいたしておりますが、しかし、そうした現状というものについて、特に将来起こるであろうことについて国民の皆さん方に全部それを理解をしてもらうということは甚だ難しいことだというふうに思います。

しかし、年金というものは遅れてはいけないわけでありまして、余りにも後世に、若い世代の皆さん方に御負担を多くをしてはいけないわけでござりますから、今のうちにその体制は整えて、そしてさらにその次どういう年金制度を最終的に作り上げるかということにつきましては、先ほどから御議論のあつたところ、いろいろなお考えがありますから、そうしたことも念頭に入れてやつていくということがよろしいのではないかというふうに私は思います。

○大脇雅子君 少子高齢化というものがいかに深刻な社会であるかと、この大臣の御認識といふものは的確であろうかと思いますが、この成立、現政府案を成立させるべきではないという国民の反応といいますか考え方、私は、これは、公的年金の信頼性が崩壊し、そしていわゆる社会の連帯というものが音を立てて崩れていくといふうな予兆ではないかと。国民の静かな反乱としてもつと深刻に受け止めるべきではないかと。

今の大臣のお話を聞いておりますと、少子高齢化に対する国民の理解不足が原因であるというように聞こえていますが、なぜ成立させるべきでないというふうに人々が考えるのかと、その原因について重ねてお尋ねいたしました。

○國務大臣(坂口力君) 先ほどお答えを申し上げたことの延長になるわけでございますが、現在、反対をされます皆さんの中にはいろいろの方が私はおみえだと思います。過去の社会保険庁等が行つてまいりました問題、そうしたことに対しても反対をされることはありますし、あるいは、国会議員の中にも未納者が多いではないか

といったようなことに対して反対をされる方もおみえになる、いろいろの私は反対理由というものが存在するというふうに思います。

しかし、純粹に年金制度そのものを考えてみますと、やはり将来どうあるべきか、この少子高齢化という支える側の人間が少なくなつて、その社会の中でどこまで支えることができるのか、そしてそれに対して高齢期を迎えた人たちがどこまでそれを受けることができるのかという問題につきましては、冷静に今判断をしなければならない問題であるというふうに思っております。その冷静な判断の中でお考えいただけると、今は、今の環境、なかなか全体としては難しいことを十分に私も理解をしながら、しかしそこは冷静に我々は判断をしていかなければならぬと思つて、いる次第でございます。

○大脇雅子君 まず、前段の社会保険庁の様々な問題、それから議員自身の未納問題といふものも確かにあります。この点に関しては、先回、小泉首相は、任意加入の時期の不払というものは、自由なんだからどちらでもいいので、何で問題になるのかと、いうふうに言われたのですが、坂口厚生労働大臣はニュアンスが違つて、たとえ任意加入でも、国民皆保険という一つの年金制度ができた場合には、連帯をするという、社会のきずなというこのために払うことが望ましいことであります。

そして、六十一年を迎えて、今度は国民全体で、今度は全体で支えるんだと。基礎年金という部分を全部がそこに作つて、そして国民全体でそこは支えられるんだという、年金の理念と申しますが、考え方というものが大きくそこで展開などということのために払うことはできない、されたというふうに思つております。

そうした中で、国会議員といえども今までの年金制度に入つてはいることだけが国民年金に入らないということを許されることはできない、国会議員もすべて入るべきであるということがそわけ任意加入の時期の未納問題について大臣はどういうふうにお考えでしようか。

○大脇雅子君 そうしますと、五十五年で任意加入になり、六十一年には法的義務化されたわけであります。そのときに、今まで年金に入つていなかつた皆さん方はすべて何らかの年金に入れるようになります。しかしながら、そのときに、

共済年金でございますとか、国会の互助年金と申しますが、この国会における年金等が既にそのとおり存在をいたしております。そして、そうしまして、昭和五十五年になりますと、三十六年から皆年金制度がスタートをしたものですから、そうすると、二十年そこでもう経過をしているわけでございます。国会議員に当選をされますが、皆さん方、その国会議員に当選をされる皆さん方の中にも、二十年とか二十二、三年もう掛金をさ

れまして、あと一、二年とか、あと四、五年でその資格を得られるという人も出てきたわけでございます。そうした皆さんに対して、余り国会議員だからというのですべてこれを拒否するというのではなくて、お入りをいたげるそこに余裕を作らうではないかということで、昭和五十五年に任意加入の制度になつたというふうに私は理解をいたしております。

そして、六十一年を迎えて、今度は国民全體で、今度は全体で支えるんだと。基礎年金という部分を全部がそこに作つて、そして国民全体でそこは支えられるんだという、年金の理念と申しますが、考え方というものが大きくそこで展開などということのために払うことはできない、されたというふうに思つております。

○大脇雅子君 さて、国民年金の未加入、未納によって発生します、無年金、低年金というものがその結果として発生するのですが、このような、先ほど言いましたような、成立させるべきでないというような国民の意識の上に立つてこの発生予防策をどうするのか。とりわけ私は、憲法に保障する、二十五条が保障する生存権保障の見地からは最低保障年金を確保する必要があるというふうに考へているものでございますが、こうした下限に対する制度上の保障がない。

このままではともかく未加入、未納の強制徴収に、社会保険庁は抵抗できるとは思わないわけですがございませんから、そうした経緯の中でこれは考へていかなければならぬというふうに思つております。

○國務大臣(坂口力君) 生存権のお話ございました。これは社会保障全体の中で考えなければならないことだというふうに私は思つておりますが、中には年金だけで暮らしていけない、年金はそれぞ

というふうに言われたのは、これは私どもその法案を審議する議員として当然のことであろうと思います。

〔理事藤井基之君退席、委員長着席〕

ということになりますと、この厚生労働委員会における各審議に参加する委員の未納問題といふものが明快になつていて、自民党だけではなく、この点ははつきりとやはり審議の中でも明らかにすべきであつて、これは個人の問題だといふことではない。はつきりしておられる方もござりますけれども、一般的にやはりそれはきっと

平成十六年五月二十日

【参議院】

個人単位にするとしたときに、それじゃ現在の三号被保険者の皆さんのお保険料は一体どこが払つていただのか。個人が払つていただくのか、あるいは企業が払つていただくのかという問題に突き当たるわけでございまして、これに対しましてもいろいろの御意見がございまして、なかなか一つにまとまるということができなかつたというのが現実でございます。

そうした問題がございまして、また社会保障の中におきましても、介護は個人単位になつてゐる、そして医療保険の方は世帯単位になつてゐるというような問題がございまして、社会保障全体としてこれからどういうふうにしていくかといふことも御議論をいただいて決定しなければならない問題ではないかということで、約五年後までにその結論を得るということで整理をしていただきたわけでございます。

したがいまして、今後、やはり今後のこの四年の間にいろいろ御議論をいただきまして、そくした社会保障全体の中でどうするかといったことも含めてこれは決定をしていかなければならぬものというふうに思つてはいる次第でございます。ただし、いつまでもこのままほつておくというつもりはございません。

○大脇雅子君 そういたしますと、要するに五年以内にこの第三号被保険者問題というのは、まずパートタイム労働者の保険適用を入口として考えて結論を出すということでしょうか。

私は、この第三号被保険者の問題は、国民年金の部分はこれは支払つたもののみなすというふうに二号保険者の附属性として女性を見て、そして支払義務それ自体がないわけであります。しかし、結果としては年金があるということですから、それはどこから持つてくるかというと、厚生年金から二人分を国民年金のところへ支払う形によつてそれ抑制をされているということあります。

例えば、このごる家庭裁判所なんかに行きましたが、生活費の要求などをいたしますと、今まで男

性の働きに応じていわゆる生活費が決まつて、それが、このごろはガイドラインができまして、女性は潜在稼働力を持つてゐるというふうにみなされて、パート収入それ自身が稼働する能力があるんだというふうに考えられて、働くないということはマイナス効果として計算に入つてくるようにもう取り扱われてゐるわけです。しかし、年金については変わらず、共働きを例えればパートでいても、百三十万円の範囲内であれば被扶養者になつてくる。

だから、先ほど、介護保険は個人単位で医療保険は世帯単位で、日本の場合は非常にばらばらだということを図らずも言われましたけれども、このパートタイム労働者に対する保険適用問題では非お願いしたいのは、百三十万が保険適用の限界だといたしますと、いわゆる配偶者手当が出て、非課税限度額というものがありまして、百三十万円の非課税限度額を撤廃をしないとやはりこれは百三十万の保険適用の問題の根本的な解決にならないということが見過こされていると思います。日本の議論の二つの不思議は、この税の問題で女性の働き方を規制してゐるにもかかわらず、年金との議論で連動してこないということです。日本は議論で運営してゐるにもかかわらず、年金との議論で運動してこないということです。日本は議論で運動してこないといふことであります。したがつて、この問題も含めて第三号被保険者としてのパートタイム労働者の適用を議論していただきたいと思うんです。

今、パートタイム労働者の方で反対があつたというふうに言われましたけれども、これはそうした二重に女性の働き方が鎖で縛られている結果の意識の表れだというふうに是非その根源を見詰めて議論を進めていただきたいというふうに思つております。

したがつて、私は、第三号被保険者というものどのように縮小していくかという点について

お考えでしようか。
○国務大臣(坂口力君) 前半の非課税限度額が一つのネックになつてゐるというお話を、私もそのおりというふうに思つております。ここはやはり何らかの形で改善を加えていくと、このことが大事なんだろうというふうに思いまして、ここはしかし税の方の話でございますから、私があしらう事なんだろうというふうに思いまして、ここは少し税の方の話でございますから、私があしらうこうしろということは言えない立場でございますけれども、しかし意見、私の意見といたしましては、この百三十万なら百三十万という額をもう少し低くしてでも皆さん方に御参加をいただいて、そしてその代わりにこの社会保障の中にも入りをいただくという方向に持つていくのがよろしいのではないかというふうに思つてはいる次第でございます。そうした中でこれは行つていただきたいと思います。

(委員長退席、理事武見敬三君着席)

一番最後におしあいました一万三千三百円の

お話しというのは、ちょっと私、聞き漏らしたんですが、それは何との関係でございましたでしょうか。

○大脇雅子君 今、前段のパートタイム労働者に対する百三十万円を、これはかなり下げれば、そうすれば女性が調整して働くということはないということをその検討会の報告書でも言つておりますので、これはかなり百三十万円を下げるにこよつてパートタイム労働者に対する保険適用を推進すべきだと思います。

もう一つは、専業主婦が全然払つていないにもかかわらず払つているとみなされて、そして厚生年金から二人分が入つてきているということ、そして厚生年金が今だんだんとシユーリングして小さくなつてしまつて、これがかなり百三十万円を下げるにこよつてパートタイム労働者に対する保険適用を推進すべきだと思います。

さらく、今度は遺族年金でございますが、この点が、今度は老齢年金等々少し組み替えられまして、三分の二の遺族年金支給が少し仕組みが変わりました。そして、共働きの人の場合は二分の一、夫の年金二分の一、自分の年金二分の一というものの選択が可能になりましたが、これは私もともかくこだわつてゐるわけですから、共働き女性の八〇%が夫の遺族年金を選択して自分の保険金を掛け捨てにするという現状であります。

それで、私は、その共働き女性が支払つた保険料を掛け捨てにして支払われない金額というものは大体幾らになるのかというのは、ずっと私は知

○国務大臣(坂口力君) この法案を作ります過程

の中で、三号被保険者の皆さん方にも全額、例えば国民年金として一万三千三百円お支払をいただくということになれば大体どのくらいな金額になりますかということを試算をしてもらつたところですけれども、非常に概算でございますけれども、多分二兆円ぐらいになるのではないかということございました。かなりなこれは額になると、いうことも分かつたわけでございます。

そうしたことを見つかりました。しかし、夫の二号被保険者には、これは一に掛かって、先ほど委員が御指摘になりましたように、個人負担が世帯単位かということをどう整理をするかということと併せてこれ決着をしなければならない問題でございますので、この次に行わなければならぬ問題としてはそこが一番大きいと私は考へていて、そこまでございます。

○大脇雅子君 私が家庭裁判所の潜在稼働能力ということを申し上げましたのも、専業主婦が他律的に夫の二号被保険者に従属しているという位置付けで、夫の加給年金というものにもまたそれが従属しているということになりますと、制度設計その自分が何か傾いているような感じをいたしますので、今二兆円という試算のお答えがありました。が、やはりこの点は女性の自立の問題ともかかわつて、やはり検討すべき問題ではないかと私は考へるものでございます。

りたいなと思い続けているのですが、これは分かりますでしょうか。

○國務大臣・坂口力君 これは、そういう御質問があるということを先ほど、お昼休みにちょっとお聞きしたわけでございますが、聞きましたところ、二月二十一日正午一九三〇年二月二十一日正午

それを十分に説明するのに計算というのではなく、もう少し検討させていただきたいと思います。

○大脇雅子君 是非、これは共働きモデルを作る場合に非常に大きな問題であろうかと思います。

確かに、女性の平均賃金は男性の平均賃金と比べて非常に低いと。そして、働く期間も育児や介護の時期があつて、日本のモデルはM字型と言われまして、育児の時期が退職あるいは休職することが多いということで、この共働きモデルを設計する場合には、賃金を幾らに設定するのか、男性の賃金と女性年金の賃金格差をどうするのか、そして働く期間を何年と見越すのか、非常に難しいモデルがあり、そうしますと今の政府案とがらりと設計が変わつてこざるを得ないと。

したがって、そうなりますと保険料の額も、それから平均報酬、平均賃金の何%保障だといふことも全く違つたものにならざるを得ないと。いわゆる世帯単位から個人単位への転換、これはもう私は必然だと思うわけですけれども、これはどうしてもやらなければならぬ改革でございますので、そのときの財政統計算の中で支払われない保険、掛け捨てになつた保険料等、必要不可欠な数字となつてくると私は思いますので、是非この点を検討をしてお教えいただきたいと思います。

〔理事事務見敬三君退席、委員長着席〕

ということになつております。これはやはり、女性を自立したものとみなす、いわゆる潜在稼働力

があるとみなしての設計であろうかと思ひます
が、この遺族年金の将来展望というものを、見直
しの視点というものはお持ちなのでしょうか。
○國務大臣 坂口力君 遺族年金につきましても、
いろいろ御意見をちょうだいをしているところで
ござります。

確かに、共働きをしておみえになります場合に、御自身の年金を選ばれる方、それから御自身の年金ではなくて亡くなられた配偶者の四分の三を選ばれる方、あるいは両方選ばれる方というのをどうか、様々、人によって違うわけでございます。今、一番御指摘になつておりますのは、御自身がお若いときにはかなりの保険料を納めていたときながら、それは選択せずに御主人の四分の三を選択される方が一番多いと、八〇%あるという御指摘でございまして、それは御指摘のとおりでございます。

その前に、今回の整理の仕方としましては、これ額が別に増えるわけではないわけですが、けれども

も、まず御自身の年金をお選びいただいたく、そして御主人の、御主人と申しますか、配偶者の方の四分の三の方が多い場合にはその四分の三の額との差額と申しますか、それを上乗せをしてお支払いをするという形で、御本人のまづ保険料を、御本人の年金をまず生かしていくだけで、そしてそ

れに上積みをするという今回割り切りにさせていただいているわけでございますが、決してこれで年金額がしたがつて増えるというわけではございません。

奥様の方、奥様と申しますか、配偶者の、残られた方の方の年金額が非常に高ければそれは問題ないわけでございますけれども、そうでないときにはそういう仕切りにさせていただいたところでございまして、この問題、しかしこれで、これだけでいいのかという御指摘もあるわけでございませので、この辺のところも女性と年金の問題を考えていきますときに非常に重要であるというふうな

に思つております。なぜなら、先ほどから御議論のありますように、平均寿命が年金の場合に非常

に高い、そして男性の方が短いということになつてまいりますと、この遺族年金の問題というののは今後も大きな課題になるであろうというふうに思つておるところです。

思っているところでございます。
○大脇雅子君 政府案に流れる哲学といいますか、先回、社会保障制度学会で、社会保障学会で議論されていたことは、政府案というのは、今までは生存権の観点から給付ありきという形で右肩上がりの経済の中でそれを考えてきたけれども、

今回はこうした少子高齢化の中では必ず拠出ありきということに哲学が変わったのではないかといふ批判がなされておりました。そういたしますと、少子化というリスクといわゆる高齢化という余命延伸リスクというものはすべて拠出側に負わせるという結果の計算になつていなかることで、両世代にそれを分配するという視点というのが検討されなければならぬこと、これが議論の

の、やはり個人の一人一人の年金権というものを確立するための議論を更に行うべきである。したがつて、世論が正に見通しているこの法案というものはもう一度白紙にして出し直すべきだ。それは政治不信の払拭だけではなくて、百年の年金設計のために必要だということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○小池晃君 午前中の質問の最後の金銭登録機等の問題で、厚生労働省と天下りの関係、人的関係あるのかということで、衆議院で答えたという答弁ありましたが、衆議院では、個別の名前を挙げ

て厚生労働省との関係があるかということで、確かに大臣は調査報告されると答弁されていますけれども、今日、私、求めたのは、カワグチ技研、ニチネン企画、フォーム印刷社という三社についての人的関係があつたかなかつたかを徹底的に調べてほしいということでしたので、これは今日初めて申し上げましたので、これは改めて調査して報告していただきたいということを最初に申し上げ

さるに、おとといの審議の続きをちょっとと議論
げます。

したいんですが、五割割り込むじゃないかと。新規裁定時は五割超えるけれども、給付をしていいれば下がるじゃないかということを私が指摘をした

らは大臣は予算委員会で講論したとおっしゃいました。私もいろいろ調べてみまして、厚労省にも聞きました、恐らくこの辺りがそうなのだろうなと書きまして、思ふ議事録を今日資料で配りましたが、この議事録を見ても、大臣が説明しているのは、これは物価が下落しない限り年金の名目額は下げないとい

うことはおこしやつていて、その五割保障については新規裁定時だけで、給付が始まればこれは五割を切ることになるんだという説明は一言もされていないと思いますが、大臣、もう一回確認されたいんですが、これは大臣の口からはそういう説明はしていないですね。

○小池晃君 違うよ。
それから その五〇%のお話でござりますけれども、先日もこれは御質問をいただいたところでございますが、我々が申し上げておりますのは、それぞれの人が生涯の間に受けました手取り賃金、平均手取り賃金、その五〇%を確保しますということを申し上げてきましたわけであります。

○國務大臣 坂口力君　いやいや、そうなんです。スタート時点の話ですよ。

り額の平均ですね、その五〇・二%を確保しますと。それは、そのときそのときの現役男子の平均賃金とそれは一致をします。例えば、今から、今五十五歳の人がいて、十年後に年金をもらいまし始めたと仮定をいたしますと、十年後のその時期に、平均的な人が生涯受け取ってきた賃金、手取り賃金の五〇・二%と、そしてその十一年後の、今からいえば何年になるか、二〇一四年まで

になりますか、そのときの平均賃金とは一緒にあります。したがって、その人の生涯の受け取りますその人の平均賃金に対し将来の年金額を見ますと、それは五〇%、五〇・二%から下がつていくことはないんです。

しかし、もうちょっと言わせてください。しかしそうは言いますけれども、そのときそのときの、その十年先あるいは二十年先の、そのときそのときの現役の平均賃金と比較をすると、その額は上がつてきますから、それはパーセントは下がります、こうすることを申し上げているわけであります。

○小池晃君 おつしやることはそうだと思います。だから私聞いているのは、一つは、その後でおつしやつたことは衆議院では大臣の口からは説明していないですね。それはそうですよね。

○國務大臣(坂口力君) これは、たしか厚生労働委員会ではありませんでしたけれども、これは予算委員会だったと思いますが、これは古川議員が御質問になりました、絵をお示しになつて、そして二〇二五年の段階でこれはこうなりますねといふ御質問をいたしました。

○小池晃君 いや、古川議員がそういう質問をしたのは、私は議事録、今日は示していますから、そこにあるんです。しかし、それに対して大臣の口から、新規裁定時は五割保障するけれども、その後は下がるという説明はしていませんですよ。それが一点。

それから二点目は、現役時代に自分がもらった給与の五割を保障しますというのは、これはある意味では当たり前なんですよ。だって、その現役時代にもらった給与というのは、それが分母になるとすれば、それはその後変わらないわけです、分母は。しかし、分子の方の年金の取り分は、これは物価下落しない限りこれは名目額下がることはないわけですから。そういう言い方を始めれば、新規裁定時に五割を超えていれば、その後は必ず五割を超えるということになるのは当然で

すよね。当たり前のことを言つていてるにすぎないんですよ。

こんな、年金の世界ではこういう比較の仕方はしないわけでしょう。所得代替率といえば、その時点その時点で賃金を再評価して、その賃金と比べて五割を保障するかどうかということが年金の考え方だと。局長そうですよね、年金でいえば。

それで、この法律の考え方というのは、法律で示している条文は、正に、男子被保険者のうち、平均的な賃金に対する比率が五〇%になるように給付水準を将来にわたり確保するというふうに言つてゐるですから、正にこれは現役世代の収入との比率で五割を確保するということがこの法律の立法の趣旨だと思いますが、確認したいんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(吉武民樹君) 大臣がお話し申し上げていますのは、日本も、平成十一年改正の前までは、年金受給者につきましてもいわゆる賃金ベアをやってきておつたわけでございます、五年に一回。

これは御案内どおり、その状態の年金制度を取られておりますのは、今では西ドイツでござります。日本はその西ドイツと一緒にございましたけれども、しかし後代負担を考えましたときに、年金受給者になられるまでの賃金を反映をするけれども、その後は基本的には物価でお願いをしたいというのが前回の改正でござります。

それで、イギリスもアメリカもフランスも基本的にこういう仕組みになつてござります。フランスの場合には、もつと現役時代の賃金再評価も行いませんで物価で考えるという形です。

○小池晃君 聞いていないことを答えないで。

○政府参考人(吉武民樹君) そういう形で申し上げましたときに、年金の裁定を受けた後は基本的には物価でごらんをいただきたいというのが前回の改正でござりますので、そういう意味で賃金との関係の比率というのは、六十五歳までは賃金の水準を物価で維持をするということをございま

す。そういうことを大臣が申し上げているということだらうと思います。

○小池晃君 だから、現役時代に自分がもらつた給与に照らして五割を保障するというのは、それは仕組みとしては当たり前のことで、問題はその世代世代のときに、その後五割を保障しなくなるじゃないかと。

ちょっと大臣、はつきり答えていただきたいんですけども、私は、大臣の口から衆議院で、五割保障するのは新規裁定だけ、この後については下がつていくと、五割を割ることはあり得るということは説明されていないと思いませんけれども、それはもう間違ないです。そこをはつきりしていただかないと、これは、ここは大事なことなんですよ。大臣はつきり答えていただきたい。大臣に聞いているんだ、大臣の答弁ですから大臣に答えていただきたい。

○國務大臣(坂口力君) そういう議論もあつたようになりますけれども、私もよく一遍調べてみます。大臣に答えていただきたい。

問題は、年金を受給を始めてから、その後の物価の上昇と賃金の上昇がどういう形になるかによつてそれは変わつてくるわけであります。我々が描いておりますのは、物価の上昇よりも実質賃金の上昇の方が高くなるようなそういう世界をやはり描いておりまして、そういう方が今後の少子高齢化生きるために大事ではないかといふことを申し上げてゐるわけです。

物価の上昇よりも賃金の上昇の方がカーブが上がり、それが、その人その人のもう既に高齢化生きるために大事ではないかといふことを申し上げてゐるわけです。

それから二点目は、現役時代に自分がもらった給与の五割を保障しますというのは、これはある意味では当たり前なんですよ。だって、その現役時代にもらった給与というのは、それが分母になるとすれば、それはその後変わらないわけです、分母は。しかし、分子の方の年金の取り分は、これは物価下落しない限りこれは名目額下がることはないわけですから。そういう言い方を始めれば、新規裁定時に五割を超えていれば、その後は必ず五割を超えるということになるのは当然で

くとも、古川議員から指摘されたけれども、それは答えてなくて、大臣が答えているのは、そうは言つても名目額は減らさないんですというふうに言つてゐるだけで、この古川議員の指摘が正しくとも正しくないとも何も言つていいんです。

今みたいな説明は衆議院では一切やつていない。にもかかわらず、小泉総理は、今あたかも今日初めてこの話をしたという話をしていてけれども、そんなことはありません。こういう議論はよく指摘したというふうにおとといの当委員会で発言されています。これ、明らかにこの答弁は重大な偽りがあるというふうに思います。

この件に関しては、これは総理の答弁ですか、総理の再答弁を私要求する。これは是非理事会でお諮りいただき、ほかの問題でも総理の質疑は求められていますが、この点について再質疑を總理との間でやらせていただきたいということを委員長にお諮りしたいと思います。

○委員長(国井正幸君) ただいまの件については、後刻、理事会で協議をいたします。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でござります。

冒頭、今朝、読売新聞の報道について取り上げられた委員がいらっしゃいましたけれども、私も、この日歯側、五月一日には特捜部の捜索を受けている厚労省が、二幹部に現金が渡つているというのが報道されているんです。これは、二〇〇一年から二〇〇三年、吉田前議員を介して受け取つてゐるということが報道されているんですね。が、私は、この問題について、四月の二十日の本委員会の質問で、厚生労働省の課長補佐以上の幹部が臼田会長を訪ねて、歯科医師会を本当に頻繁に訪問している事実を取り上げました。私、もう本当にあれには調べてびっくりしましたけれども、二〇〇一年の八月から三年弱で五回も訪問をしておりました。

今回の報道を受けて、厚生労働省の職員が接待を受けたことがなかつたのかということをやはり見てみなければいけないと思います。そのことで

行政がゆがめられることがなかつたのかと、いところも改めて疑惑の目が注がれているわけですが、その点についてきちんと調べる必要があるんで、その点についてきちんと調べる必要があります。

だから、報道された幹部は二人ということですけれども、そことどまらず、接待の実態について全体像をきちんと明らかにする必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。大臣、御答弁願います。

○國務大臣(坂口力君) 今朝、新聞に出ました問題は、私も今朝初めて見たわけでございまして、まだそのことにつきましての省内の報告は受けておりません。この委員会が終わりましたら報告を受けるつもりでおりますが、もしあそこに出ておられますことが事実でありますならば、全体としてよく調査をしておきます。

○井上美代君 当然お昼に見ておられるというふうに思いましたけれども、まだ見ておいでにならないというのは事実でしょうか。是非きちんと調べていただきたい。そして、やっぱりこういう問題が、五十回も訪問されているんですからね、今日の記事を読みながら、ああ、これは大変なことだというふうに思いましたので、是非、全面的な調査をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

年金制度と支え手の問題というのは非常にやはり重要な部分だというふうに思つておりますし、年金と雇用にかかる問題も、何人かの委員からも質問がありましたように、この雇用の問題についても非常に重要な部だというふうに思つております。

政府は、今回の年金改正案を提案した理由として、急速な少子高齢化を挙げておられます。しかしながら、年金制度の支え手の問題は少子高齢化に左右されるだけではないと思います。どれだけたくさん的人が自らの能力とそして意欲をやはり持つて生き生きと生きたいと、このように思つておられる。そして、自分が体が続く限りは働きたいと、こういうふうに思つていらっしゃると思う

んです。つまり、労働力人口、就業者数がどうなるかが大変重要な点だというふうに思っています。

政府の諮問機関も、社会保障制度を維持可能にするために、二十一世紀は特に女性や高齢者、こうした人たちが働きやすい、そして働き続けられる環境を作ることがどうしても必要だといふふうに私考えております。そういう意味でも、政府の雇用政策はもう重要である、重要視しなければいけない、そして積極的に取り上げていかなければいけないと、このように思います。

そこで、厚生年金の支え手の将来の見通しがどうなっているかが資料として、今日五枚ほどの資料を出しておりますが、お配りいたしましたでしょ。お手元に行つてある資料を是非見ていただきたいというふうに思います。

政府参考人にお聞きいたしますけれども、厚生年金の被保険者数は、今回の政府案の将来見通しと前回の将来見通しがどのように変わったのかと、いうことを、その表にも出ておりますけれども、説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) 平成十一年、前回財政再計算におきます厚生年金の被保険者数の予測でございますが、西暦で申し上げますと、二〇〇五年度で三千四百八十万人、二〇一〇年度で三千三百八十八万人、二〇一五年度で三千二百七十七万人、それから二〇二〇年度で三千百七十万人、二〇二五年度三千百八十八万人、二〇五〇年度二千四百四十万人となっております。

それから、平成十一年財政再計算と比較いたしますために、今回の財政再計算で実は農林共済、農林年金を統合いたしておりますので、そういう意味で集団が大きくなつておりますから、今回の財政再計算におきます厚生年金の被保険者数には旧農林共済部分が入つてございますので、これを控除しまして被保険者数で申し上げますと、二〇〇五年度三千八十八万人、二〇一〇年度三千三百三十九万人で、約二百五十万人減少しております。

○政府参考人(吉武民樹君) 今、先生のお話にございましたいわゆる直近の部分でござりますね、直近の部分の減少がございます。

そこで、質問なんですか、なぜこれだけ厚生年金の被保険者は減つてしまつたのだろうかということです。政府参考人に御答弁願いたいと

なつてございます。

○井上美代君 今御説明がありましたけれども、皆さん方のお手元にあるのは一九九九年の改正、そしてまた二〇〇四年の改正というのが推計とし出ていると思います。二〇〇五年から二〇五〇年まで将来見通しをしているわけなんです。

今回の見通しは、前回の見通しと比べると大幅に人数が減つてしまつたことが分かります。例えば二〇〇五年、これでいきますと、差引きしてあるんですけどもマイナス二百九十、そしてマイナス二百五十というふうにずつとなつております。マイナス二百五十というふうにずつとなつております。そこで、大変に大幅な減があつて、これが原因なんですね。

来年の二〇〇五年については見通しがマイナス三百九十万人ということになるわけです。これは言つてみれば三百万人近くも減つてしまつたといふことになるんです。そして、一番下の方に二〇五〇年についてはマイナス二百五十万人の見込み違ひと、こういうふうになるわけです。前回の推計値が全体で二千四百四十万人ですので、一〇%以上も減つてしまつたというわけなんです。もうこれは大変な支え手を失つてゐるというふうに思ふんです。この一九九九年改正以後の五年間の影響で激減してしまつたということになります。前回と比べ、本当に一〇%以上ももう吹き飛んでしまつてゐるわけですから、これは大変な深刻な問題であるというふうに思つておきます。

そこで、質問なんですか、なぜこれだけ厚生年金の被保険者は減つてしまつたのだろうかということです。政府参考人に御答弁願いたいと

思ひます。

足下の状態を申し上げれば、基本的には、この数年間の経済の厳しさ、それからこれに伴う雇用の問題が前回財政再計算で想定した、おりました状態よりも厳しかったということだろうというふうに思ひます。

○井上美代君 少子高齢化のことを理由にしておられますけれども、私はやはりそこをきちんと見なければここを乗り切つていくことはできないというふうに思ひます。

それで、やはり実績なども見てみたいと思いますが、この数年の実績を見ると、実際の厚生年金の加入者であるサラリーマン、労働者の数が前回の一九九九年の改正のときに見込みを大きく上回つて減つてゐるということで、資料には実績として下の方に二〇〇二年三千百七十という数字を書いてあります。この数字は、前回の改正のときの加入者であるサラリーマン、労働者の数が前回の一九九九年の改正のときに見込みを大きく上回つて減つてゐるということで、資料には実績として数字なんです。つまり、二〇〇二年に予測して下の方に二〇〇二年三千百七十という数字を書いてあります。この数字は、前回の改正のときで見ると、二〇〇二年にそなうなだらうと見込んだ数字なんです。つまり、二〇〇二年に予測して下の方に二〇〇二年三千百七十という数字を書いてあります。この数字は、前回の改正のときで見ると、二〇〇二年にそなうなだらうと見込んだ数字が二〇〇二年にはもうそこまで到達してしまつたということになるんですね。だから、実績でいきますと二〇〇二年に三千百七十ですが、一九九九年の改正のときに推計したというのでいきますと、二〇〇二年に三千百七十というふうになつております。この数字は、偶然ですか、それとも、全く重なつてしまつて同じなんですね。といふことは、この一九九九年の改正のときに二〇〇二年に三千百七十万人になるだらうというふうに予測していたものが、実績では二〇〇二年に三千百七十になつたということです。これは厚生労働省の資料を使つてあるわけなんですか、

そういうふうになつております。これは十八年も早く、これは二〇二〇年ですから、十八年も早くもう人數が減つてしまつたということになるんです。

少子化の影響の前に、私は正に、これは財界のリストラ、そして雇用の流動化政策をずっと取つておりますけれども、それによつてこういう結果がもたらされたんだというふうに思つてゐるんです。もちろん少子高齢化も私はあるというふうに思つてゐますけれども、この間のリストラや、そしてまたいろんな雇用の形態がどんどん変わつてしまつたふうに思つてゐるんです。そういう中での結果がもたらしたものだというふうに思つております。

もう一つ、二枚目の資料なんすけれども、これは短時間雇用者の比率の見通しを出したものであります。これは一度予算委員会で出しているんですけども、もう一度改めて年金との関係で見てみよかと、いうことで出しました。

二〇二五年までの短時間雇用者の比率の見通しです。短時間雇用者というのは、非農林業雇用者占める一週間の労働時間が三十五時間未満の人年の推計です。だから、それを見ていただければどのよだん率で見通しを考えているのかといふことが、下に年号がありますので、二〇〇〇年から二〇一〇年、二〇一五年、二〇二〇年、二〇二五年というふうにいきます。

そうしましたら、十年の推計によりますと二四・七から二五・三というふうに余り大きくなつております。ここが違つてゐるわけなんですね。これについて、これはどのように違つてゐるのかといふことが、その説明を政府参考人にお願いしたいと思います。

○政府参考人(青木功君) 短時間雇用者比率の見

通しの問題でございますけれども、御案内のように資料にもございますが、平成十四年推計における短時間雇用者比率につきましては平成十年の推計よりもかなり上方に高まるというふうに推計をしておりますが、これは、十年の推計以降、想定したよりも短時間雇用者の比率が高まつたということ等を前提にいたしまして推計をしたものでございます。現在の雇用の動向であるとか、あるいは女性の職場進出、あるいは高齢化に伴う多様な就労形態の進展、そういうふうなものを見ますと、うつたものを見ますところといった見方になるんじやないかというふうに考えた次第です。

○井上美代君 二〇二五年には、一九九八年推計とそして二〇〇二年推計では何%これは違うといふことになるんでしようか。

○政府参考人(青木功君) 平成十年度推計では二五・三の、十四年推計三五・八でございますので、

一〇・五ポイント程度になるかと思います。

○井上美代君 一〇%以上違つてゐるということは、これは大変な違いだというふうに思います。

特に女性が不安定雇用に非常に移つていつてゐるという、そもそもが女性は不安定雇用のところにおりますけれども、更にそこどんどん移されて、正社員から変わってきているという問題があります。

それで、短時間雇用者の推計がこれだけ違つてしまつたということは一体なぜだろうかといふふうに思いますが、その点、参考人の答弁を求めます。

○政府参考人(青木功君) 繰り返しになりますが、もちろんこの比率は、これからその時々の雇用情勢、経済情勢がどうなるかによつて動くものでございます。それを前提に申し上げますと、労働力の構成が変わつてまいります。これは、先生御案内のとおり、少子高齢化の中で働く方に占める年齢の高い方の割合も増えていきますし、しかしながら、私ども何もこれは、その財政再計算、百年間という形でやらせていただいているわけでござりますので、その足下の一年、二年、三年がございますので、そういう点をよく見ていく必要があるだろうというふうに思つております。

それから、私ども何もこれは、その財政再計算、どうかということよりも、全体的な動きがどうなつてくるかということが年金財政なり年金制度の安定のために必要でございまして、私どもの今回の計算で申し上げますと、足下の状態は非常に

そういう方々がどういった形で就業するかと申しますと、今よりも少し多様な形での就労が増えてくると。また、そういうことを加味したものが成り立たないというようなことを加味したるものというふうに考えます。

○井上美代君 短時間雇用者もこの間やはり非常に増えてきているということで、将来見込みも大きく変わつてしまつてきているということを見る

ことができると思うんです。これもやはりこの間の雇用の流動化によって、労働法制にいわゆる規制緩和といふのがありますと、本委員会でもいろいろ審議いたしましたけれども、労働基準法やそして労働者の派遣法の改正がありましたよね。そ

のよう正社員が派遣に変わつていく、パートなどに置き換えられていくという、この影響というものは間違いないというふうに私思つております。こういう状況で厚生年金の人数がどんどん減つていくわけなんですが、今回の政府案の見通しも危うくなつてゐるのはないかという、この問題が出てきているというふうにこの統計からも見る

ことができるんじゃないだろうかというふうに思います。

もう一回資料の一を見てほしいんですけども、二〇〇二年で、農林共済を除いて、実績でいいますと、既にこの実績は、先ほど申し上げましたように三千百七十万人ですね。今回の推計では、二〇〇五年が三千百八十万人ということで、十万人既に下回つてゐるわけなんですけれども、実績の出ているこの二〇〇二年まで毎年減つていつております。この社会保険庁の速報によりますと、二〇〇三年の三月まで毎月減つてゐるわけなんです。今年になつてからも、失業率が落ちたなんですね。といつても、増えているのはパートだと派遣が増えているわけですね。いわゆる不安定雇用なん

です。これで果たして二〇〇五年に見込みどおりになると、二〇〇三年の三月まで毎月減つてゐるわけなんですね。三千百八十万人になることができるんだどうかといふふうに不安に思つてゐるわけなんですね。やはりこれは非常に厳しい数字ではないかなというふうに思つております。御答弁をお願いしたいと

思います。

○政府参考人(吉武民樹君) これ、ごらんをいた

だきますと、二〇〇二年で三千百七十万人、十六年財政再計算で、農林共済を除きますので、二〇〇五年で三千百八十万人ということです。

○五年で三千百八十万人ということです。そこで、足下は若干変わつておりますけれども、十万人ぐらいの形がどうなるかということです。

あります。現実にこの数年間、雇用の関係においておりましたが、これは必ずしも、年金の被保険者で申

し上げますと、第二号被保険者と第一号被保険者の関係で申し上げますと、通常は第一号被保険者が減少しながら第二号被保険者が増えます。増えます、これは一方的にそうなつてゐるわけではございませんで、いわゆる第二号から一号になる

方が相当おられ、それから一号から二号になる方が置き換えられていくといふこと

が相当おられ、その中の総合計をいたしますと、

経済が非常に安定して雇用が良かつた時代は第二号が増えるということだったわけでございます。

しかし、この数年、そういう状態の中で、第二号から第一号になる方が増えて、第一号から第二号になる方が少なくなつて、結果的に第二号が減少してきているという状態でございますが、しか

しそれも、必ずしも先生がおっしゃるようすべてパートという形で移行していくのか、それと

号が増えるということだつたわけでございます。

号になる方が少なくなつて、結果的に第二号が減少してきているという状態でございますが、しか

しそれも、必ずしも先生がおっしゃるようすべてパートという形で移行していくのか、それと

号が増えるということだつたわけでございます。

そこで、短時間雇用者の推計がこれだけ違つてしまつたということは一体なぜだろうかといふふうに思いますが、その点、参考人の答弁を求めて

ます。

○政府参考人(青木功君) 繰り返しになりますが、もちろんこの比率は、これからその時々の雇用情勢、経済情勢がどうなるかによつて動くものでございます。それを前提に申し上げますと、労働力の構成が変わつてまいります。これは、先生御案内のとおり、少子高齢化の中で働く方に占める年齢の高い方の割合も増えていきますし、しかしながら、私ども何もこれは、その財政再計算、百年間という形でやらせていただいているわけでござりますので、その足下の一年、二年、三年がございますので、そういう点をよく見ていく必要があるだろ

うというふうに思つております。

厳しい状態から厚生年金の被保険者数は出発をしておりますので、足下の非常に悪い状態はある意味で一〇〇%織り込ませていただいてるということがあります。

○井上美代君 何か見込みがあるようにおっしゃるんですけども、私はそのところを、足下から、足下がこうなつてはいるけれども、先は大丈夫のようにおっしゃるんですけれども、それこそ足下が大変なんだから先はもつと大変なんですよ。そこはやつぱり見ていただかなきゃいけないと思います。

増える要素が、じゃ、あるんですか、見込みがあるんですか。

○政府参考人(吉武民樹君) 結局三十年、五十年という形で長期の財政試算を行いますから、そのときに、通常の例えば五年あるいは十年というようないいな、例えば内閣府のモデルがござりますけれども、そういうシナリオモデルのような計算ではなかなかこれはもうできないというのは御案内のとおりでございます。ですから、むしろ中長期の状態を私どもので申し上げれば、賃金なり物価なり、あるいは運用で申し上げれば運用収益率を見ながら、それから基本的には人口の推移、それから労働力率、こういうものを大きな状態で見ながら考えていくというのが年金の財政計算でございまして、これを三十年、四十年、五十年というところを非常に細かなところで見ても、なかなかそれは全体の趨勢にはならないだろうということであります。

しかも、私どもの場合には、基本は標準ケースで示させていただいておりますけれども、それ以外にも、少し経済が良くなつた場合、悪くなつた場合といふのもこれまで御説明申し上げておりますので、そういう中で年金制度全体の安定を考えていくということだろうと。それから、何度も申し上げておりますが、今回の財政再計算に当たりましては、この厚生年金の被保険者数が非常に減つてきているという状態をまず足下で前提にして今のようなことを計算をさせていただいている

というところでございます。

○井上美代君 やはり私は今の答弁では全く納得がいきません。今の社会を見てください。今の困っている人たちのことを聞いてください。私は納得いたしません。

いずれにしても、私は、達成できる保証はないところはないし、努力をさればそれは違うかもしれませんよ。しかしながら、今の数字を示したように、十八年間しか、十八年先のがもう既に実績として出ているんです。ひどいじやありませんか。こんな中で達成できる保証というの私はない。だから、大変厳しい状況にあるんだということを見なければいけないんじやないかと思うます。厚生年金の被保険者数の減少というのは大変深刻な問題であるというふうに思います。厚生労働省の見通しを大きく上回って、そして減つていきました。

そこで、大臣の基本的な認識をお尋ねしたいのですけれども、前回の改正からの厚生年金の被保険者数の減少によって厚生年金財政は大きく悪化したとお思いになりますか。いかがでしょうか。

○國務大臣坂口力君 先ほどからの御意見ずっと聞いておりまして、今後の見通しとして間違いないのは、少子高齢化における影響はこれは間違いく不出でくることは事実でございます。経済の動向につきましては、これはなかなか予測し難いところがありますけれども、ここは一定の条件を置いて予測をしていく以外にないだろうというふうに思っています。この数年間の厳しい経済の動向といふものをやはり踏まえて計算をしておることでござります。ですから、この状況がずっとこれから先もこの四、五年の関係がずっととこれかうことに決して考えておりません。

○井上美代君 例えば、具体的に挙げれば、どういう努力というのを大臣はお考えになつていています。

それから、近年の厚生年金の被保険者数が非常に減つてきてる、これが財政に影響を与えていいのではないかというお話をございますが、これは減ればその分与えることは御指摘のとおりでございます。それは私も影響は与えるというふうに思っております。ただ、これから先、この経済の

動向にもよりますけれども、全体として、委員も最初にお触れになりましたように、これから先の女性の働き方、そしてまた中高年と申しますか、六十歳代の皆さんの方の働き方をどのように改善をしていくかということによってこの雇用の関係は

大きく変わる、年金に与える影響は大きく変わる

と私は思つております。そうしたところにどうこられから政策的な入れをしていくかということが最大の課題というふうに考えております。

○井上美代君 私は、女性の問題についても本を取り上げたいんですが、今日はもう本当に短い時間しかいただいておりませんので、だから取り上げ切れないんですけども、私は、女性の問題も含めまして、やはり少子高齢化だけではなくて、これは経済の問題、雇用の政策、こういうものがかかわっていると。今大臣がそれを答弁していく

さいましたので、やはり年金財政がこのままで悪化するということを認めていただいたと、そして改善を図つていかなければいけないということを御答弁いただいたと、そのように受け取つてよろしいですね。

○國務大臣(坂口力君) 経済の状況が悪い今まで経過をすれば、それは今後影響が出るということをございますが、そこは我々も経済の状況といふのを良くしていかなきゃいけませんし、かなり回復をしていくことも事実でございますから、もう少しここは回復させなければいけないわけですが、どうぞ。

○井上美代君 例えれば、具体的に挙げれば、どう

いう努力というのを大臣はお考えになつていて

いらっしゃるか。

○國務大臣(坂口力君) これは厚生労働省の範囲

の中の問題とそれ以外の問題と、両方あるといふに思います。

一つは、先ほど申しましたように、我々の範囲

で激減をしていることがまず分かります。これ

を見ますと、やはり二十代の若者のところ

は、二〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇二年といふのを見てほしいんですけども、二十歳から二十

善をしていくかといったようなことが非常に大きな影響を与えると、いうふうに思つております。

しかし、それ以外の、経済全体で見れば、経済の発展のために何が一番必要かと。それは日本にとりまして労働生産性を高めていく以外にないわ

けでありますから、労働生産性を高めるための手をどう打つか、研究開発にどう我々が力を入れていか、そうしたことによつて私は日本の経済といふものは回復していくかというふうに思つております。

○井上美代君 私は、年金の財政を悪化させてるという問題というのは、財界の雇用流動化の戦略というのがやはりあると思います。これを後押しつけて、現在の政府の雇用政策、ここに問題があるというふうに思つております。

資料をもう一つ出しているんですが、三ページ、三枚目の資料です。これは厚生年金被保険者数の年齢階層別の推計値と実績の比較というものです。これを見つけていますと、これ一九九九年の改正のときの数字なんですが、厚生労働省は二〇〇〇年については年齢階層別の推計値を出して、二〇〇一年については合計人數だけ、いわゆることにありますように年齢別の推計というのがないわけなんです。それで、言つてみれば、合計人數のところから計算をさせていただいてこれを作りました。

私のところで作りました資料をだから合わせておきます。

それから、前のもそうでしたけれども、農林共

業とか六十五歳以上は含まれるとか含むとかといふのを下の方に注で書いてあるんですけども、農林共済につきましては既に二〇〇二年に統合されてるんですね。しかしながら、この比較を各

年度やるものですから、それに合わせてこれも作つておきます。

これを見ますと、やはり二十代の若者のところ

は減つてきている、これが財政に影響を与えていいのではないかというお話をございますが、これ

は減ればその分与えることは御指摘のとおりでござります。それは私も影響は与えるというふうに思つております。ただ、これから先、この経済の

四歳、二十五歳から二十九歳、このところがどの年度にしても大きいんです。もう一つ大きいのは、四十五歳から四十九歳、五十歳から五十四歳。ここを見ていただきますと、例えば二〇〇二年でいきますとマイナス六十、マイナス五十九ということで、高いですね。要するに、若者とそして中高年、ここが激減しているということが分かると思います。四十代の後半は、言つてみれば二十九万、五十二万、そして六十万人、こういうふうに減つているでしょう。この上の二十から二十四歳のところはもう二〇〇二年は百五というふうに数字が出ておりますので、そういう点でも非常に大きい。

そして、失業と不安定雇用の言つてみれば激増の中身というのが、若者は厚生年金に入れなくなっているし、中高年は大企業を中心とした正社員の削減、そして不安定雇用への置き換えの結果、多く減ることになっている。正にこの間の財政と政府の雇用流動化政策の結果だというふうに思つておるんですね。

これは、やはり先ほどから、近年のこうした雇用に対する影響というのはやはり非常に大変なものがあるということは先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、やはり私は、この近年示された、これから先のことを考えたときに、この近年の雇用問題、こうした問題については相当そこから教訓を引き出して改めていかなければいけない問題があるのでないかなというふうに思つていろいろなんですね。

そういう意味で、雇用流動化の問題も含めまして大臣がどう考えておられるのかということを、そこをお聞きしたいというふうに思います。

○國務大臣（坂口力君）この表がどこまで正しいのかということを私よく分かりませんけれども、しかし想像いたしますところ、二十歳代前半、それから五十歳代のところ、この辺のところが現在失業率等におきましても厳しいところでございますから、それと考え方合せますと、ある程度の方性は示しているのかも知れないというふうに思

いながらこの表を拝見したわけでございます。

こうした動向というのは、現在、ここにもありますように、年齢層によります違いといふものが一つございます。それからもう一つは、地域における格差というものが非常に大きくなつております。この両方から私は見ていかないといけないと、うふうに思つております。

一つ、年齢層の問題といったしましては、二十歳代前後と申しますか、二十四歳未満、このところにどういう手立てを行うかということが非常に大事でございまして、我々も今ここに鋭意取り組んでいるところでござりますが、一つは、高等学校卒業の皆さん方に対しましてデュアルシステムというのを取り入れて、そして何とかひとつ皆さん方の実技と申しますか、実務と申しますか、そうしたものと、それから教育というものの、お勤めになりながら勉強をしていただくというその姿を作り上げていきたい。それから、トライアル雇用が非常に大きな効果を現しておりますので、そうしたトライアル雇用も拡大をしていくつて、お若い皆さん方に對してきめ細かな対応をしていくといふことが大事だというふうに思つております。

高等学校におきましては、優秀な、優秀など申しますか、立派な先生がおみえになりますところは非常に就職率もいいわけでござりますが、学校による格差が非常に大きいものでございますから、特に悪いところに対しましてはハローワークの職員を派遣をいたしまして御相談に乗るといったようなことを行つてあるところでございます。

○井上美代君 この表で見ましてもそうですけれども、一九九〇年代の後半に始まります一連の労働法制の改悪があります。

先ほども申し上げたんですけれども、労働者の派遣法というのは、やはり企業の使い勝手が非常にいい労働力をどういうふうに作つていくかということでやられたというふうに思います。そしてまた、労働基準法も有期雇用を拡大していきましたよね。そして、財界は、まだまだ足りないということで、規制緩和の名の下に新たな労働法制の

改悪を進めようとしておられます。財界と政府が進めてこられた雇用政策を大きく転換させない限り、更にやはり低賃金労働者が増えしていく、拡大

ますように、年齢層によります違いといふものが一つございます。それからもう一つは、地域における格差というものが非常に大きくなつております。この両方から私は見ていかないといけないと、うふうに思つております。

こうした動向というのは、現在、ここにもありますように、年齢層によります違いといふことが大事だと思ひますので、是非、大臣、その点について前進させてほしいというふうに思います。

最後に、私は独り暮らしの高齢者がどういう生活をしているのかということを御紹介したいといふふうに思ひます。

いろいろあります。年金財政は政府の見通しを上回つて悪化していくことになるというふうに思ひますけれども、雇用政策を改めて、やはり労働者の雇用のところ、そして所得がもつと均等待遇になるようにする、いろいろな形で、契約社員もそうですし、パートナーもそうですし、パートタイマーもそうであります。

パートタイムのお話でございましょうか。パートタイム労働者の問題におきましては、やはり同一のお仕事をなすつては、同一賃金に近づけていくというのが我々の考えております。パートタイムのお話でございましょうか。平等主義がございますから、正規雇用と同じようなお仕事をなすつては、これはもう当然のことながら、正規雇用と同じような時間帯の賃金をこれは整備をすべきだというふうに思つております。

しかし、中身におきまして正規の職員の、職員と申しますか、従業員の皆さん方と違いますときには、それなりの評価をしていただきなければならないわけでござりますから、そのところも若干は見定めを受けないといけないというふうに思つておりますが、全体としての傾向といたしましては、パートタイム労働者に対するやはり地位向上というものが大事だというふうに思つておられます。

○井上美代君 私、今のパートタイムだけでは思つておられますが、全体としての傾向といたしましては、パートタイム労働者に対するやはり地位向上というものが大事だといふふうに思つておられます。

次第でござります。

○井上美代君 私、今のパートタイムだけでは思つておられますが、全体としての傾向といたしましては、パートタイム労働者に対するやはり地位向上というものが大事だといふふうに思つておられます。

これは言つてみれば憲法の二十五条の生存権の侵

害以外の何物でもないといふふうに思ひます。このうう人の年金を実質的に削つっていく、絶対やつてしまふことになつて、均等待遇といふのは、仕事と同じに手を付けているのが今回の政

マードだけに限らないわけなんですねけれども、やはり均等待遇をきちんと実現させていくといふことが大事だと思ひますので、是非、大臣、その点について前進させてほしいといふふうに思ひます。

最後に、私は独り暮らしの高齢者がどういう生活をしているのかということを御紹介したいといふふうに思ひます。

資料を皆さん方の中に入れております。ほかにもしたかったものですから資料が余分になつておりますけれども、一番最後のところにとじてありますので、見ていただきたいといふふうに思ひます。

東京に、二十三区内で東京に住んでいる方です。Aさんというふうに思ひますけれども、Aさんは国民年金四万三千円だけが収入です。正に国民年金の平均額とほぼ同じです。資料でお示ししたのが月々の平均の支出です。家計簿をきちんと付けていらっしゃいますので出することができます。毎月二万円の赤字になつてゐるというのは、一番下に赤字が書いてあります。貯金を取り崩しながら、もうやつとの思ひで暮らしておられます。食費は二万円ちょっとです。おふろも三日に一回も入れず、買物も一番安いところで買つてゐるので、これ以上削れと言われても無理だと、こういうふうに言つておられました。それでもできるだけほかの人には迷惑を掛けず生きていこうと一生懸命努力しておられる方でござります。

こういう方の給付額も削つてしまつていうのが今回の政府案なんですね。こういう人たちに温かい光を当てるのが政治の役割だといふふうに思ひますけれども、その点はどうのようにお考へにならぬわけでござりますから、そのところも若干は見定めを受けないといけないといふふうに思つておりますが、全体としての傾向といたしましては、パートタイム労働者に対するやはり地位向上といふふうに思つておられます。

これは言つてみれば憲法の二十五条の生存権の侵害以外の何物でもないといふふうに思ひます。このうう人の年金を実質的に削つっていく、絶対やつてしまふことになつて、均等待遇といふのは、仕事と同じに手を付けているのが今回の政

こういう人たちに生活のどこをこれ以上削れと言ふことができるんでしょうか。私は、この方のこの家計簿を見ながら、この方はまだ病気がそれほど出でないから医療費が意外にまだ掛かっていないんですね。これはもう八十九歳などとなるとかなりの病気を持つことになるわけです。そういう点でも、これはもういよいよ生きていけないなという気がしているんですけれども、大臣、ここはどうお考えになるでしょうか。

○國務大臣(坂口力君)

個々のケースではいろいろの方がおみえになるというふうに思います。

ここにお出しをいただきましたAさんでしようか、中にはこういうケースの方もおみえになるというふうに思います。八十九歳とおつしやいましたが、中にはこういうケースの方もおみえになりますと国民年金も非常に低い方が多くございます。そういう年金の方もおみえだというふうに思います。

しかし、年金と比較をいたしますと二万円の差が出て、そして、しかし生活を、そこをいわゆる預貯金の中からお出しをいたしているということだらうというふうに思います。現在の高齢者もそうでござりますし、これから高齢期を迎える者にとりましても、なかなか年金だけで生活をするということ、なかなか厳しい場合も私は率直に言つてあると思います。それは夫婦そろつておりますときにはまだよろしくございますが、一人一人になりましたときに一体どうするかという問題はあるかと思います。

そこは年金だけで決着の付く話ではございません。全体でどうこれを解決していくかということを考えていかなければならぬ課題であるといふうに思つております。これは、全額税で、当面は今の財政であります。これは、全額税で、当面は今の財政

からして五万円とするということで、それを提案しているわけなんですけれども、やはりこの方向でなければ、こうした今のようなAさんのような深刻な低年金、そして無年金の問題といふのは解決できないというふうに思ふんですね。

世論調査では、今本当に国会で年金法案を通して、そこでたくさんになり、圧倒的にその方が今広がっているところなんはどうお考えになるでしょうか。

○國務大臣(坂口力君)

個々のケースではいろいろ

の方がおみえになるというふうに思います。

ここにお出しをいたしましたAさんでしよう

か、中にはこういうケースの方もおみえになると

いうふうに思います。八十九歳とおつしやいまし

たでどうか、そのぐらいの年齢でございますと

国民年金も非常に低い方が多くございます。

しかし、年金と比較をいたしますと二万円の差

が出て、そして、しかし生活を、そこをいわゆる

預貯金の中からお出しをいたしているというこ

とだらうというふうに思います。現在の高齢者も

そうでござりますし、これから高齢期を迎える

者にとりましても、なかなか年金だけで生活をす

るということ、なかなか厳しい場合も私は率直に

言つてあると思います。それは夫婦そろつており

ますときにはまだよろしくございますが、一人

一人になりましたときに一体どうするかという問

題はあるかと思います。

そこは年金だけで決着の付く話ではございません。

全体でどうこれを解決していくかといふことを考

えておきます。

日本共産党は最低保障年金制度というのを出

ております。これは、全額税で、当面は今の財政

からして五万円とするということで、それを提案しているわけなんですけれども、やはりこの方向でなければ、こうした今のようなAさんのような深刻な低年金、そして無年金の問題といふのは解

決できないというふうに思ふんですね。世論調査では、今本当に国会で年金法案を通して、そこでたくさんになり、圧倒的にその方が今広がっているところなん

○西川きよし君

どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

○西川きよし君

どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

私は、徹底審議の上、これは廃案にするしかな

いということを表明いたしまして、質問を終わり

たいと思います。

○西川きよし君

どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

くようなシステム、そうしたものを作り上げていくことがこれ大事でございまして、そうしたことを見た後やはりできるだけバツクアップをしていくということが大変大事なことだというふうに考えております。

○西川きよし君 そこで、頑張って六十七歳まで、ただいまも申し上げましたけれども、頑張つて例えば年齢でいいますと六十七歳まで働きます。そして、七十歳まで、せんたつても御質問したんですが、七十歳まで働ける人は働きます。その気持ち、そういうたまつた氣力、大変大事なことですけれども、現在のこの雇用情勢を見る限りでは、とても簡単に働ける場がという、先ほど来も大変たくさんのお先生方から御質問が出ておりますけれども、高齢者の雇用安定法について藤井先生の方からも御質問がございましたけれども、私も改めて何点かお伺いをしたいと思うんですけれども、この今回の改正案でございますけれども、働く立場からすれば相当これは企業側に配慮したのではないかなというふうにも思います。これで果たして年金の開始まで、開始年齢まで安心して働けるのかなと。この特例とか段階的とか、結局それにはじかれたというようなことはないのかな、安心につながらないというふうに思うわけですけれども、この辺りの政策判断の根拠、どういったところがこうなったのかということを是非政府参考人にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今般の改正案においては、基本的にすべての事業主の方が六十五歳までの定年引上げ、あるいは希望者全員を対象とした継続雇用制度の導入等を行うことを原則としているわけでございますが、その上で、労使協定でございますとか、一定の場合に就業規則によりまして基準を定めまして継続雇用制度の対象者を限定することもできるというふうにしているわけでございます。

まず、労使協定で基準を定めることができるとしましては、これは各企業の置かれている状況が様々であるために、六十五歳までの雇用を確保

するに当たりましては、各企業の実情に応じまして労使の工夫によりまして柔軟な対応を取ることを可能にするためのものでございます。再就職の支給をすることとしておりますけれども、これは事業主が労使協定をするために努力をしたわけでございますけれども、それでも協議が調わなかつた、不調に終わった場合に、施行から一定期間、期間を限制しまして、当面大企業は三年間、中小企業は五年間を予定しておりますけれども、この間に限つて暫定的に認めることとしたものでございます。

ただ、この場合でありますても、すべての事業主は定年の引上げあるいは継続雇用制度の導入等を行わなければならぬとしているわけでございますし、さらに、事業主はこの基準につきまして労働組合等の意見を聴くことが求められるわけでございますので、事業主による一方的な対象者の選別を防ぐことはできるものと考へております。なお、こういった六十五歳までの雇用確保につきまして法的整備を行うべきか、あるいはどのように失業情勢というのが非常に厳しいことは御指摘のとおりでございまして、最近少し雇用情勢が良くなってきた、失業率が改善をされた、あるいは有効求人倍率が改善されたとはいしますものの、四十五歳から五十歳代というところは非常に有効求人倍率も低いわけでございます。四十五から五十四歳のところは〇・三四でございますから、全体の〇・七七に比較をいたしますと、ここが非常に低いというふうに思つて次第でございます。

こうした状況を踏まえまして、いわゆる中年の労働政策審議会の場で御提案させていただいているよう、労使それぞれの立場から様々な御意見があつたわけでございましたけれども、最終的には労働政策審議会の場で御提案させていただいているような仕組みで労使双方の合意が得られているところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

○政府参考人(太田俊明君) 今般の改正案においては、基本的には、事業主の方が六十五歳までの定年引上げ、あるいは希望者全員を対象とした継続雇用制度の導入等を行うことを原則としているわけでございますが、その上で、労使協定でございますとか、一定の場合に就業規則によりまして基準を定めまして継続雇用制度の対象者を限定することもできるというふうにしているわけでございます。

まず、労使協定で基準を定めることができるとしましては、これは各企業の置かれている状況が様々であるために、六十五歳までの雇用を確保

問題でありますとか、それから仕事の内容のことなども当然あると思いますし、そういう意味で、やはり再就職のこの支援でございます。再就職の支援、そして環境の整備が大変重要なことだと思います。この点についての現状、現状認識とこの改正によるねらいというようなところを是非、この部分は大臣にお伺いができたらと思いますが。

○国務大臣(坂口力君) 中高年齢者を取り巻く雇用失業情勢というのが非常に厳しいことは御指摘のとおりでございまして、最近少し雇用情勢が良くなってきた、失業率が改善をされた、あるいは有効求人倍率が改善されたとはいしますものの、四十五歳から五十歳代というところは非常に有効求人倍率も低いわけでございます。四十五から五十四歳のところは〇・三四でございますから、全体の〇・七七に比較をいたしますと、ここが非常に低いというふうに思つて次第でございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

まさしく、大臣が御答弁いただいたとおり、大阪は大変厳しくございます。九八%、三百人以下の中小零細企業が多いわけですから、僕なんかにはいつも本当にせんたつてもお伺いしたんですけども、とにかく企業と企業とのすき間というんですか、二二七と申しますが、そういったことで今は必死、みんなで一生懸命知恵を絞り出して、そしてまた人と人とのすき間、間、一生懸命頑張っている。

今回の改正では、募集及び採用についての理由の提示という対応が取られていて、けれども、この点につきましては既に努力義務規定がござります。ただ、それでも年齢不問というの

これが一八%というところでございますけれども、そもそも求人になぜ企業が、企業側が年齢制限を行うのかなというふうに、こういうことについてはどういった分析を政府といたしましてはされておられるのか、今日は御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今、先生お尋ねの企

業がなぜ求人に年齢を設けるかということでございましたけれども、平成十二年の調査がございまして、一番多いのが、年配者は体力的に対応できないからというのが三三・八%ございます。次いで、年配者は賃金が高くて人件費が掛かるからという

を禁止をさせるところまでいかないのかという御意見あることは私も十分に存じておりますが、これはそれこそ段階的に一步一步進めていく以外にないというふうに思つております。現在のこの経済動向を踏まえますと、一足飛びになかなか行きにくい。しかし、行きにくいけれども一步でも二歩でも進めていくということが大事、それが企業と申しますか、皆さん方の一つの活力にそこは結び付けていくのではないかというふうに思つておられます。そこで、是非ともそこは、皆さん方に御協力をいただきとこころは御協力をいたしかなければならないというふうに思つて次第でございます。

が二六・九%でござります。それからその次は年配者が職業能力的に対応できないから等の回答が高くなつてゐるわけでございます。

したがいまして、やはりこうした調査を踏まえますと、企業が募集・採用に当たつて年齢制限を行ふ背景には、まず、やはり一つは、我が国の年功的な賃金、人事、待遇制度、高齢者の方が賃金が高いということが一つあると思います。それからもう一つは、やはり新規学卒者を一括で採用して長期間にわたつて育てていくという、こういう雇用慣行があるということ。それから、これは事業主の意識でござりますけれども、やはり高齢者は加齢に伴つて意欲や体力が低下するという事業主の認識があること、これは必ずしも客観的に正しいわけではないけれども、そういう意識が存在するということはあるんじやないかと思つております。

したがいまして、こういう事業主の意識でござりますとか我が国の年功的な賃金、人事、待遇制度を見直していくことが、募集・採用に当たつての年齢制限は正のためには必要ではないかといふうに考へているところでござります。

○西川きよし君 ありがとうございます。

いろいろと御答弁をいただいたわけですからども、もうこの努力義務を禁止規定に、先ほども出ましたか、禁止規定にした方がいいのではないかと、そんな意見も本当に強くあるわけですからども、この辺りの御判断、改めてどういった理由があつたのか、これは大臣ではなくて政府側にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今お話をございましての募集・採用時の年齢制限の禁止につきましては、大臣からもお話をございましたように、やはり将来の課題としてそういうことをすべきではないかというような議論もありまして、審議会の場でもいろんな検討が行われまして、いろいろ議論はありましたけれども、最終的には、現時点では直ちにこれをを行うことは適当ではないという結論に達したところでござります。

その理由でござりますけれども、まず第一は、先ほど先生からお話をございましたように、現在、年齢不問求人の割合が約一八%にすぎないということで、これを直ちに法律上禁止しますと、我が国企業の雇用管理の実態との乖離が大き過ぎるのではないかということがございました。

二つ目は、今のことと関連するわけでございますけれども、年齢に代わる基準がない中で直ちに禁止しますと、募集・採用の場面で労使ともに混乱を招くおそれがあるということではないかということをございます。これ具体的には、例えば、求人者にとりまして、企業側にとりましては、年齢も設けませんと求職者が殺到するおそれがあるということので、なかなか整理が付かないということ、一方で、中高年の求職者にとりましては、年齢制限がないので応募しても、実は実際には採用されなかつたというケースも多くなるんじやないかということがあつまして、そういう結論に達したところでございます。

今回の改正法におきましては、上限年齢を定める事業主に対しまして、求職者にその理由を示すことを義務付けるということで、その年齢制限が真に必要かについて改めて考えていただくと。まずはステップとしまして、説明責任を果たしていくなどと、こういうことで年齢制限の是正を促進してまいりたいということになつたわけでございきます。

○西川さよし君 ありがとうございました。

今回の方策が取られたにしても、これはいろいろな理由を提示してくるんだろうと思うわけですがれども、その提示の内容に対し、そういうふた内容に対して今度はどうされるのか、引き続き御答弁をお願いします。

○政府参考人(太田俊明君) 事業主は、やむを得ない理由によりまして年齢制限を行うという場合には、その理由を示してください、ということになつてはいるわけでもございますけれども、その理由の提示に当たりましては、書面など一定の方法によりまして、それぞれの個別具体的な事情を踏

まえた真にやむを得ない理由を示す必要があるわけでございます。

この理由の提示につきまして、不適切な方法で提示された場合でございますとか、示された理由がやむを得ない理由ではないと、そういうふうには認められないという場合には、事業主に対しまして必要な指導を行うこととしております。

具体的にどうやるかということをございますけれども、まず、理由の提示がない場合でございますとか具体的な理由が提示されない場合には、ハローワークの窓口で具体的な理由を記載するよう指導を行います。それから、たとえ理由が具体的であったとしても、実態とは異なっているというような状況、あるいはやむを得ない理由ではないと判断される場合には、年齢制限を行わないよう、ハローワークの方から必要な指導を行うこととしております。さらに、一応やむを得ない理由としては認められるわけでございますけれども、事業主の工夫や適切な助言、援助があれば年齢制限は是正が可能ではないかと判断される場合には、これは高齢・障害者雇用支援機構に専門家のアドバイザーを置いておりますので、この高齢者雇用アドバイザーによる専門的な技術的支援を受けてくださいと、そういう勧奨等も行うことにしておるわけでございます。

ただいま申し上げましたように、ハローワークの窓口指導あるいは訪問指導等によりまして、年齢制限の是正につきまして実効性の確保を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

いろいろと本当に、ハローワークを始め、皆さん方御努力していただいていることは本当に理解しないと、本当にこの国自体が過渡期というような、そんな気持ちがいたします。

今御答弁の中でも細やかに、本当に年寄りの方々にはお年寄り、そしてまた若い方々のそういうことを十二分に理解をさせていただいていいつもりですけれども、今、本当に今を乗り切らないと、本当にこの国自体が過渡期というよう

それで、その再就職の際の有効な手段の一ついたしましてトライアル雇用というのが昨年四月から事業化されているわけですが、十六年の三月現在で若い人まだ二千三百人ぐらいといることで、ちょっと少ないなというのが実感ですけれども、この事業始まってまだまだ短いということもありますけれども、極端に実績が少ない。その実績の現状と、なぜこういうふうに少ないので、かという御説明とその背景、そして、今後その事業実績を上げていくためには一体どういったところを直せばいいのか、どういったところを改善すればみんなが安心してお仕事に就けるのかといふようなことの御答弁をいただければと思います。

時間が参りましたので、これを最後の質問にしたいと思います。お願ひします。

○政府参考人(太田俊明君) 今お尋ねの中高年トライアル雇用事業でございますけれども、平成十五年の四月から開始された制度でございまして、四十五歳以上六十五歳未満の者で再就職の実現が困難な者であって、速やかな再就職を促進することができ特に必要である者につきましてトライアルで雇つていただきまして、その期間の賃金を一部助成するというような仕組みになつております。

私ども、この制度は、職種転換が難しい中高年齢者にとりまして、未経験の職種でありましてもトライアル雇用ということで思い切つて挑戦ができるということ、それから、求人者にとりましては、そのトライアル雇用の期間、三ヶ月間でございますが、それでも、労働者の能力、適性を見極められるとともに、働く方にとってもその企業の特質を判断することができるということで、労働者、企業ともに当該事業に対する評価は非常に高いわけでございまして、有効な事業であると考えております。

ただ、御指摘のとおり、平成十五年度、始まつたばかりということもありますけれども、全国で約二千三百人ということで、実績が必ずしも十分でない状況でございますが、これはやはりトライ

アル雇用の今申し上げました有効性への理解が必ずしも全国的に十分普及していないことが原因ではないかというふうに考えているところでございます。

したがいまして、こういった状況を踏まえましてどうするかということでございますけれども、私どもとしましては、やっぱりこの事業を活用していただきたいということでございまして、一つは事業主の、事業の利用者の声とかメリット等を分かりやすく説明したりーフレットを約四十万部作りまして、今各事業主団体に幅広く配布しているところでございます。

さらには、トライアル雇用の積極的活用を地方の都道府県労働局に指示もしておりますし、それからまた、今年の四月には目標設定いたしまして、トライアル雇用就労者の常用雇用への移行率が七五%程度以上というような目標も設定いたしまして積極的に推進しているところであります。今後、更に質、量ともに有効活用が図れるよう積極的に取り組んでまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

○委員長(国井正幸君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会